

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年3月20日(月) 午前 8時57分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	鈴木 てるみ 君	副委員長	久木田 大和 君
委員	松下 太葵 君	委員	野村 和人 君
委員	藤田 直仁 君	委員	塩井川 公子 君
委員	川窪 幸治 君	委員	木野田 誠 君
委員	前島 広紀 君	委員	有村 隆志 君
委員	池田 綱雄 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	宮田 竜二 君	議員	植山 太介 君
議員	下深迫 孝二 君		

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

教育部長	池田 宏幸 君	教育総務課長	西 敬一朗 君
学校教育課長	阿多石 英樹 君	学校給食課長	西溜 和幸 君
社会教育課長	福永 清美 君	国分図書館長兼メディアセンター所長	安栖 賢一 君
メディアセンター副所長兼管理図書G長	山下 裕司 君	国分中央高等学校事務長	堀之内 真一 君
学校教育課長補佐	久留 理剛 君	社会教育課長補佐	田上 裕紀 君
教育総務課主幹	徳田 章 君	教育総務課主幹	町田 信彦 君
学校教育課主幹	濱尻 市子 君	社会教育課主幹	井上 寛昭 君
社会教育課主幹	蔵元 賢一 君	学校給食課主幹	竹下 裕一郎 君
学校給食課主幹	野村 樹 君	国分図書館主幹	飛松 圭子 君
隼人図書館主幹	前畑 義和 君	国分中央高等学校主幹	徳留 要一 君
隼人学校給食センター主幹	平嶺 秀子 君	溝辺学校給食センター主幹	森 裕之 君
横川学校給食センター主幹	永山 良男 君	霧島学校給食センター主幹	松元 政和 君
学校教育課管理事務グループ長	望月 美伸 君	教育総務課教育政策グループ長	山内 太 君
学校教育課学事グループ長	濱田 香織 君	社会教育課文化財グループ長	堀之内 清子 君
教育総務課教育総務Gサブリーダー	岩田 友美 君	教育総務課教育施設Gサブリーダー	小濱 直人 君
社会教育課社会教育Gサブリーダー	赤水 聡 君	学校教育課学事グループ主事	橋口 恭司 君
学校教育課学事グループ主事	梶原 崇騎 君		
農業委員会事務局長	堀ノ内 敬久 君	農業委員会事務局長主幹	下久保 弘 君
農業委員会事務局振興農地Gサブリーダー	中村 真貴子 君	農業委員会事務局振興農地G主任主事	水迫 時巳 君
農林水産部長	八幡 洋一 君	農政畜産課長	鎌田 順一 君
林務水産課長	市来 秀一 君	耕地課長	八重山 純一 君
林務水産課課長補佐	奥 芳生 君	農政畜産課主幹	中吉 康昭 君
農政畜産課主幹	内村 光孝 君	林務水産課主幹	川原 昭二 君
耕地課主幹	小濱 健一 君	農政畜産課農政第1グループ長	淵ノ上 博己 君
農政畜産課農政第2グループ長	宮原 博和 君	耕地課耕地第1グループ長	吉田 進 君
耕地課管理グループ長	笠井 剛 君	林務水産課水産Gサブリーダー	清藤 明夫 君

林務水産課森林土木Gサブリーダー 臼井 健二 君 耕地課耕地第2Gサブリーダー 桑幡 孝志 君
選挙管理委員会事務局長 池之上 徳幸 君 選挙管理委員会事務局選挙グループ長 種子田 竜二 君
監査委員事務局局長 山下 美保 君 監査委員事務局主幹 住吉 一郎 君
監査委員事務局監査Gサブリーダー 藤本 陽子 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 水迫 由貴 君

7 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第21号 令和5年度霧島市一般会計予算について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時57分」

○委員長（鈴木てるみ君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月27日の本会議で付託されました当初予算関係議案10件のうち、1件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。

△ 議案第21号 令和5年度霧島市一般会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

それでは、議案第21号、令和5年度霧島市一般会計予算について、教育部の審査を行います。まず、教育総務課と学校教育課、国分中央高校、学校給食課を一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第21号、令和5年度霧島市一般会計予算のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。予算書の6ページをお開きください。今回の当初予算は、(款)10教育費のうち、(項)1教育総務費に4億3,570万3,000円、(項)2小学校費に13億5,985万5,000円、(項)3中学校費に10億4,117万5,000円、(項)4高等学校費に9億3,309万5,000円、(項)5幼稚園費に7,974万1,000円、(項)6社会教育費に9億1,568万2,000円、うち教育部関連に7億9,082万2,000円、(項)7保健体育費に30億724万9,000円、うち教育部関連に16億6,376万3,000円、教育費全体として77億7,250万円、うち教育部関連として63億415万4,000円を計上したほか、(款)11災害復旧費のうち(項)3文教施設災害復旧費に200万円を計上しています。次に、前年度と比較して、特に増減の大きな項目について説明します。予算に関する説明書の230ページをお開きください。(款)10教育費、(項)2小学校費、(目)3学校施設整備費は、前年度は天降川小学校の高耐久型プレハブ校舎の建設や国分北小学校校舎大規模改造工事に要する経費などを計上していたため、3億7,829万7,000円の減です。予算に関する説明書の234ページをお開きください。(項)3中学校費、(目)3学校施設整備費は、前年度は隼人中学校校舎大規模改造工事に要する経費などを計上していたため、3億1,636万3,000円の減です。予算に関する説明書の238ページをお開きください。(項)4高等学校費、(目)3教育振興費は、タブレット端末の購入やWi-Fi環境の整備に要する経費などを計上したため、4,554万6,000円の増です。予算に関する説明書の244ページをお開きください。(項)6社会教育費、(目)4公民館費は、霧島公民館の移転改修に要する経費などを計上したため、1億4,283万5,000円の増です。予算に関する説明書の256ページをお開きください。(項)7保健体育費、(目)5学校給食費は、学校給食の公会計化に伴う経費や、学校給食センターの設備更新に要する経費などを計上したため、7億4,078万4,000円の増です。最後に、一般会計予算書の7ページ、8ページをお開きください。7ページの第2表で繰越明許費を2事業、8ページの第3表債務負担行為で新

たに2件を設定しています。詳細は予算説明資料等に基づき、各課長等が説明しますので、御審査よろしくお願ひします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

教育総務課に関する令和5年度一般会計予算について、説明します。予算に関する説明書の226～227ページ、教育部の予算説明資料の1～2ページを御覧ください。（款）10教育費、（項）1教育総務費、（目）1教育委員会費は、教育委員の報酬等に関する経費として、教育委員会運営事業に274万3,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。（目）2事務局費4億3,296万円のうち、教育総務課分は4億1,176万5,000円を計上しています。主な事業として、人件費（会計年度任用職員等共済費）は、会計年度任用職員の任用に関する経費として1億1,585万8,000円を計上しています。財源は、雇用保険料389万2,000円を充当しています。教職員住宅維持管理事業は、教職員住宅の維持管理に関する経費として523万8,000円を計上しています。財源は、全額建物貸付料を充当しています。奨学資金貸付事業は、奨学資金の貸付及び滞納整理に関する経費として8,593万7,000円を計上しています。財源は、奨学資金貸付金の返還金6,780万6,000円を充当しています。教育委員会外部評価事務事業は、教育委員会の事務事業や教育委員の活動状況を評価する外部評価委員5人の報償費等として5万2,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。予算に関する説明書の228～229ページ、予算説明資料の2ページをお開きください。（項）2小学校費、（目）1学校管理費は、4億4,180万9,000円を計上しています。主な事業として、小学校施設補修事業は、安全かつ快適な学習環境の提供のための施設修繕に要する経費として2,969万8,000円を計上しています。財源は、ふるさとときばいやんせ基金繰入金200万円を充当しています。小学校維持管理事業は、小学校の維持に要する経費として2億4,353万1,000円を計上しています。財源は、照明施設使用料1万2,000円、ふるさとときばいやんせ基金繰入金1,000万円及び電話使用料1,000円を充当しています。小学校スクールバス運行事業は、スクールバスの運行に要する経費として742万9,000円を計上しています。財源は、乗合自動車使用料2万4,000円を充当しています。予算に関する説明書の230～231ページをお開きください。（目）3学校施設整備費は、5億3,911万2,000円を計上しています。主な事業として、小学校学校施設整備事業は、国分北小学校校舎長寿命化改良工事や、三体小学校校舎屋上防水改修工事等に要する経費として4億9,943万5,000円を計上しています。財源は、学校施設環境改善交付金5,567万5,000円及び合併特例債4億1,410万円を充当しています。予算に関する説明書の232～233ページ、予算説明資料の3ページをお開きください。（項）3中学校費、（目）1学校管理費は、2億2,431万6,000円計上しています。主な事業として、中学校施設補修事業は、安全かつ快適な学習環境の提供のための施設修繕に要する経費として1,379万3,000円を計上しています。財源は、ふるさとときばいやんせ基金繰入金100万円を充当しています。中学校維持管理事業は、中学校の維持に要する経費として1億2,157万9,000円を計上しています。財源は、照明施設使用料2,000円、ふるさとときばいやんせ基金繰入金320万円及び電話使用料3万6,000円を充当しています。中学校スクールバス運行事業は、スクールバスの運行に要する経費として1,191万1,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。予算に関する説明書の234～235ページをお開きください。（目）3学校施設整備費は、6億445万5,000円を計上しています。主な事業として、中学校学校施設整備事業は、隼人中学校校舎長寿命化改良工事や、横川中学校屋内運動場屋根改修工事等に要する経費として5億7,022万6,000円を計上しています。財源は、学校施設環境改善交付金3,384万3,000円、森林環境譲与税基金繰入金410万円及び合併特例債4億9,230万円を充当しています。予算に関する説明書の240～241ページ、予算説明資料の4ページをお開きください。（項）5幼稚園費、（目）1幼稚園費7,974万1,000円のうち、教育総務課分は2,660万9,000円を計上しています。主な事業として、幼稚園運営事業は、安定した幼稚園運営に要する経費として1,666万5,000円を計上しています。財源は、幼稚園使用料1万円を充当しています。幼稚園維持管理事業は、幼稚園の維持に要する経

費として400万3,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。予算に関する説明書の262～263ページをお開きください。(款)11災害復旧費、(項)3文教施設災害復旧費、(目)1文教施設災害復旧費は、現年文教施設災害復旧事業に200万円計上しています。財源は建物損害共済災害共済金150万円を充当しています。予算書の7ページをお開きください。小学校費の国分北小学校校舎長寿命化改良工事と中学校費の隼人中学校校舎長寿命化改良工事は年度内完了が見込めないため、第2表でそれぞれ繰越明許費を設定しています。予算書の8ページをお開きください。令和6年度から奨学金の貸与が始まる奨学生に対して、本年度内に予約奨学生として決定することから、第3表で霧島市奨学資金貸付の債務負担行為を設定しています。限度額は前年度の応募状況を考慮して、前年度より1,000万円引き下げて3,000万円を設定しています。また、陵南小学校の仮設教室使用料については、リース契約を延長するため、期間を令和6年度から7年度まで、限度額を444万7,000円で設定しています。以上で説明を終わります。

○学校教育課長(阿多石英樹君)

学校教育課に関する令和5年度一般会計予算について、説明します。予算に関する説明書の226～227ページ、予算説明資料の5ページをお開きください。(款)10教育費、(項)1教育総務費、(目)1事務局費4億3,296万円のうち、学校教育課分は2,119万5,000円を計上しています。主な事業として、ALT外国青年招致事業はALTの配置に要する経費として2,105万1,000円を計上しています。財源は、ふるさとさきばいやんせ基金繰入金280万円を充当しています。予算に関する説明書の228～231ページ、予算説明資料の5～6ページを御覧ください。(項)2小学校費、(目)2教育振興費は、3億7,893万4,000円を計上しています。主な事業として、小学校教育振興総務管理事務事業は、多忙である教員の業務支援を行う教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)5人を配置する経費として760万9,000円を計上しています。財源は、県支出金の教育支援体制整備事業費256万5,000円を充当しています。小学校特別支援教育推進事業は、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥、多動性障害)、ASD(自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群)等、特別な教育的支援が必要な児童の安全確保や学習補助を行う特別支援教育支援員を配置する経費として7,595万9,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。小学校ICT環境整備事業は、霧島市GIGAスクール運営支援センター業務委託や小学校のネット通信料、授業目的公衆送信補償金・校務用パソコンリース等、学校に関するICT機器の管理経費として1億7,039万2,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。小学校要保護及び準要保護児童就学援助事業は、経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し学用品費等の支援を行う経費として4,542万8,000円を計上しています。財源は、国庫支出金の要保護児童生徒就学援助費11万6,000円を充当しています。令和5年度から新たに、家庭学習におけるタブレット端末のオンライン活用に対して、インターネットに接続できる環境が無い家庭へのルーター貸出しを追加しています。予算に関する説明書の232～235ページ、予算説明資料の7～9ページを御覧ください。(項)3中学校費、(目)2教育振興費は、2億1,240万4,000円を計上しています。主な事業として、中学校教育振興総務管理事務事業は、多忙である教員の業務支援を行う教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)1人を配置する経費として113万2,000円を計上しています。財源は、県支出金の教育支援体制整備事業費51万3,000円を充当しています。キャリア教育・進路指導推進事業は、「中学校ドリカムプラン実力テスト」や、地元企業との相互交流を通し自らの将来考えるきっかけづくりを行う「霧島しごと維新事業」等を実施するための経費として405万4,000円を計上しています。財源は、ふるさとさきばいやんせ基金繰入金を400万円充当しています。いじめ・不登校対策等子どもサポート事業は、不登校児童生徒への教育相談や学習支援などを行うため、国分及び隼人教育支援センター支援員の配置や、中学校進学時に問題を抱える児童生徒を支援するかけはしサポーター、いじめ問題対策支援員・心の相談員(臨床心理士)配置や、霧島市いじめ問題対策委員会の開催等経費として、2,040万2,000円を計上しています。財源は、ふ

るさときばいやんせ基金繰入金を370万円充当しています。中学校要保護及び準要保護生徒就学援助事業は、経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に対し学用品費等の支援を行う経費として5,755万7,000円を計上しています。財源は、国庫支出金の要保護児童生徒就学援助費45万4,000円を充当しています。オンライン学習への支援は小学校費と同様です。予算に関する説明書の240～241ページ、予算説明資料の9ページをお開きください。(項)5幼稚園費、(目)1幼稚園費7,974万1,000円のうち、学校教育課分は5,313万2,000円を計上しています。主な事業として、幼稚園特別支援教育推進事業は、先ほど小学校費で説明しました特別支援教育支援員の配置等に要する経費として、562万2,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。予算に関する説明書の254～255ページ、予算説明資料の9～11ページを御覧ください。(項)7保健体育費、(目)4学校保健体育費は、8,608万9,000円を計上しています。主な事業として、学校保健総務管理事務事業は、歯科保健衛生の向上を図るために、小学校で実施するフッ化物洗口事業に要する経費等として103万8,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。学校教職員健康診断事業は、教職員の定期健診に要する経費のほか、教職員が自らのストレス状態を知り、ワークライフバランスをとるとともに、職場全体の環境改善を図るために実施するストレスチェックに要する経費として、435万2,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。学校児童生徒の定期健診・就学時健康診断事業は、児童生徒の健康診断や令和6年度就学予定の幼児に対して行う就学時健康診断に要する経費として5,132万円を計上しています。財源は、ふるさときばいやんせ基金繰入金1,000万円を充当しています。小学校体育記録会開催事業は、児童の体力向上の一環として、水泳及び陸上記録会を実施するための経費として110万円を計上しています。財源は、全額一般財源です。学校遊具施設点検修繕事業は、遊具の危険性の高いものから修繕・撤去・買い替えを行うための経費として380万円を計上しています。財源は、ふるさときばいやんせ基金繰入金200万円を充当しています。中学校各種大会参加支援事業は、部活動指導員配置のための経費や休日の部活動の地域移行について協議するための協議会開催のための経費のほか、中体連が主催する県大会を勝ち抜いて九州大会や全国大会へ参加するためにかかった旅費等の補助を行うための経費として261万1,000円を計上しています。財源は、教育支援体制整備事業費35万7,000円及びふるさときばいやんせ基金繰入金220万円を充当しています。予算に関する説明書の256～257ページ、予算説明資料の11ページをお開きください。(目)5学校給食費15億7,767万4,000円のうち、学校教育課分は、経済的な理由により給食費の支払いが困難である児童生徒の保護者に対する給食費の一部援助に要する経費として準要保護児童生徒就学援助事業(給食費)に1億408万7,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。以上で説明を終わります。

○国分中央高等学校事務長(堀之内真一君)

国分中央高等学校に関する令和5年度一般会計予算について、説明します。予算に関する説明書の236～237ページ、予算説明資料の12ページをお開きください。(項)4高等学校費、(目)1高等学校総務費は、8億3,258万9,000円を計上しています。主な事業として、国分中央高校活性化事業は、魅力ある専門高校づくりに要する経費として1,414万9,000円を計上しています。財源は、ふるさときばいやんせ基金繰入金750万円を充当しています。(目)2高等学校管理費は、3,668万8,000円を計上しています。国分中央高校維持管理事業は、学校の維持管理に要する経費として2,584万5,000円を計上しています。財源は体育館使用料2万3,000円、生産物売払収入20万円及び電気使用料等の雑入204万円を充当しています。国分中央高校農場管理事業は、小畑農場の維持管理に要する経費として1,084万3,000円を計上しています。財源は、生産物売払収入326万1,000円を充当しています。予算に関する説明書の238～239ページ、予算説明資料の13ページをお開きください。(目)3教育振興費は、6,381万8,000円を計上しています。主な事業として、国分中央高校設備整備事業は、校内の無線化やタブレット端末購入等に要する経費として6,312万6,000円を計上しています。財源

は、ふるさとときばいやんせ寄付金繰入金3,000万円を充当しています。以上で説明を終わります。

○学校給食課長（西溜和幸君）

学校給食課に関する令和5年度一般会計予算について、説明します。予算に関する説明書の256～257ページ、予算説明資料の21ページをお開きください。（項）7保健体育費、（目）5学校給食費15億7,767万4,000円のうち、学校給食課分は14億7,358万7,000円を計上しています。主な事業として、学校給食センター運営事業は、調理員等の給料や光熱水費など給食センター運営に要する経費のほか、溝辺、霧島及び隼人学校給食センターの回転釜及びコンビオープン等の備品購入に要する経費など、5億3,004万9,000円を計上しています。財源は、合併特例債を溝辺及び隼人学校給食センターの備品購入費に1億3,320万円、過疎債を霧島学校給食センターの備品購入費に4,870万円、ふるさとときばいやんせ基金繰入金を溝辺・横川学校給食センターの統廃合に係る備品購入費に1,310万円充当しているほか、電気使用料3万2,000円を充当しています。国分地区小中学校給食単独調理場運営事業は、調理員等の給料や光熱水費など単独調理場運営に要する経費のほか、青葉小学校調理室改修工事設計業務委託に要する経費など、1億2,943万4,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。学校給食費管理事務事業は、令和5年度から学校給食費の公会計化に伴う新規事業であり、食材購入等に要する経費のほか、給食費管理システムのリースに要する経費など、6億7,910万円を計上しています。財源は、保護者等負担の学校給食費6億2,417万5,000円のほか、ふるさとときばいやんせ基金繰入金4,200万円を充当しています。以上で説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから教育総務課、学校教育課、国分中央高校、学校給食課に関する質疑に入ります。ここで、課ごとに進めていきたいと思えます。まず、教育総務課に対しての質疑はありませんか。

○委員（前島広紀君）

説明資料の1ページの1番下のところなんですけれども、奨学金貸付事業のところ、継続者が92名ということですね。それとまた、今度、新たに51人ということなんですけれども、この内訳が分かれば教えてください。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

継続92名の内訳なんですけれども、高校生10名、高専1名、高等学校の専攻科1名、専門学校18名、短期大学7名、大学54名、大学院1名の92名となっております。また新規、51名の内訳につきましては、高校等7名、大学等43名、大学院1名というふうになっております。すみません、高校等というのが高校と高専、大学等というのが、専攻科・専門学校、短大、大学、これを大学等というくりにしておりますが、高校等7名、大学等43名、大学院1名ということになっております。

○委員（前島広紀君）

この奨学金の貸付事業において、返還免除制度というのがあるわけなんですけれども、まず、今のこの、いつからこれは返還制度を採用したのか、それと現状、5年霧島市に住んだらだったでたっけ、霧島市の企業に就職したら、半額免除、10年で全額免除ということだったと思うんですが、現状はどういう状況でしょうか。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

委員がおっしゃるのは、「霧島ふるさと愛」若者応援事業制度という、霧島市にお住まい、また、お勤めをされてらっしゃる方に対して、全額あるいは半額の免除を行うという制度でございますけれども、こちらが平成29年度から創設をされているものでございまして、現在までに24名の方がこの制度を利用して、まず奨学金の返還の猶予を受けているところでございます。この方々がまず5年間を継続して、霧島市の中にお住まいで、霧島市の事業所にお勤めをされて、自治会に加入してらっしゃると。これが5年間続きましたら、まず半額を免除するという制度になってございまして、

引き続き、合計で連続して10年間、今の条件を満たした方につきましては全額を免除すると、そういった制度になってございます。その適用中の方が24名というふうになっております。

○委員（前島広紀君）

その免除の制度なんですけれども、例えば大学だったら普通4年かな。4年借りて、そして、もう返済が始まるわけですよ。そのときに、免除申請をすれば、先ほど言われた24人の方はその後5年間は返済しなくてもいいのですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

はい。大学生等の奨学資金の返還は、卒業の翌月の1年経過後から始まります。卒業してすぐ返還が始まるわけでありません。これは大学生だけではなく、高校生も1年後から返還が始まるものなんです。このふるさと愛制度に申請をしていただきますと、毎年、居住と就業の状況を確認していきます。1回申請すると、5年間そのまま返還をしなくてもいいという処理ではなくて、毎年、霧島市に住んでいること、霧島市の市内に就業していること等を確認しまして、1年ごとに返還について決定をしている状況です。

○委員（前島広紀君）

それを10年間繰り返せば、もう全額返還しなくてもいいということですよ。

○教育部長（池田宏幸君）

すいません。この制度につきましては、あくまでその前提が5年、半額で申しますと5年間霧島市に住んで、かつ霧島市の事業所に勤める。10年であれば、10年間霧島市に住んで、10年間霧島市の事業所に勤めるということございまして、それぞれの事情がございますので、まずその制度の適用をして、5年間は徴収猶予ということになります。本来は返さないといけないお金なんですけれども、取りあえず返さなくていいですよ。その間に、例えば転居をしたり、市外に転居したり、霧島市に住まなくなったり、あるいは霧島市外の事業所にお勤めになったり、あるいは公務員になったりというような制度の適用外になったときには、遡って返してもらわなければいけない事業ですので、毎年毎年その、例えば5年のうちの1年目で返さなくていい、2年目で返さなくていいということじゃなくて、5年間は取りあえず返してもらうのを猶予しているという状況であって、5年間の条件を満たしたときに、半額免除ということになりますので、先ほど課長等が説明しましたけれども、少し言葉足らずでございましたので、補足いたしておきます。

○委員（前島広紀君）

それで大体分かったんですが、新規貸与者、この条件というのは、例えば親が霧島市内の方なのかとか、何か条件がありますか。どういう条件が。

○教育総務課長（西敬一朗君）

保護者等につきましては、委員がお尋ねの条件がございます。例えば高校生であれば、まだ親権者ということなんです。親権者が霧島市内にお住まいであるということ。あと、本市の奨学資金につきましては、収入の状況によって、世帯の収入の状況によって、対応を決定しておりまして、成績要件は判断材料にしていなくていいところなんです。

○委員（前島広紀君）

口述書の3ページの下あたりなんですけれども、奨学金貸事業は奨学資金の貸付及び滞納整理に関する経費として8,593万円を計上していると。この中で財源として、奨学金貸付金の返還金6,780万円を充てるということなんです。これから見ると、多くの方が奨学金を返還している状況というふうに見えるんですけれども、どうでしょうか。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

収納率のお話をすればよろしいですかね。少々お待ちください。一応、おっしゃるとおり奨学金の返還に係る、奨学金はあくまでもお貸ししてるお金ですので、当然返還をしていただく。先ほど

課長部長も申し上げたとおり、就学後1年を据置きまして、1年後から返還が始まるということでございまして、その収納率といたしましては、令和3年度の決算額で申し上げますと、全体の収納率で63.37%というふうになっております。うち現年度が96.50%、過年度につきましては9.68%というふうになっております。

○委員（木野田誠君）

単純な質問をさせていただきます。小学校の維持管理事業それから中学校の維持管理事業に、小学校は電話使用料1,000円、それから中学校は3万6,000円充当ということで出てるんですが、単純な疑問なんですけど、電話使用料をここに充当額として上げられた理由は何か特別にあるんですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

お尋ねの事業に充当している電話使用料は、学校に設置してある公衆電話の使用料です。学校内にあります公衆電話でして、権利が霧島市が保有している公衆電話ということですので、電話を使用した際に投入された金額は、学校の維持に充てているという状況です。

○委員（木野田誠君）

ごめんなさい、さっきから言ってるように、それは分かるんです。単純な疑問で、この金額を電話料金を使用料を上げられた理由は、別にあるのかなのかだけをお願いします。特別な意味はない。

○教育総務課長（西敬一朗君）

この事業への充当は、これまで、合併以降ずっと行っていたものでして、その当時に、例えばその通信料等のある管理事業のほうではなくて、修繕料のほうに充当するという決定がどこかではあったものと思いますが、理由というのは申し訳ございません把握していないところです。

○委員（木野田誠君）

すいませんね。予算委員会で電話料をこういうふうに口述書で上げてらっしゃるのは、あれ珍しいなと思ったものですから、単純な疑問で質問させていただきました。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

はい、小学校維持管理事業というのは修繕だけにかかるものではございまして、需用費あるいは役務費というのも経費として出ているものですから、電話を設置しておりますので、当然、通信運搬費というところがかかってくると思われるんですけれども、そちらのほうにも充てるといような意味合い、通信費がかかるということで、充てていますよというところで御理解いただきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

中学校のこれは隼人中学校の校舎改良、それから横川中学校の屋内運動場屋根の改修、これに、森林環境譲与税の基金繰入金を410万円使う予定でしてらっしゃるわけですけれども、森林環境譲与税を、この項のところで使われる理由付けはどういう理由付けで森林環境譲与税を持ってこられたか説明してください。

○教育総務課長（西敬一朗君）

中学校施設整備事業の充当財源である森林環境譲与税の基金ですが、こちらは事業としては、霧島中学校の弓道場の設計業務委託に充てるということで今回計上しているところです。

○委員（木野田誠君）

環境譲与税も使い道がいろいろあるわけですけれども、ちょっと正確であるかどうか森林の介する教育とか、そういうような普及というような意味合いがあるんですけれども、今、霧島中学校の弓道場ということでありましたが、例えば、弓道場との森林環境譲与税の関連付けはどういう理由でされたか、そこを知りたいんです。

○教育部長（池田宏幸君）

森林環境譲与税の財源充当につきましては、こちらから充当財源として特定財源として要求したのではなくて、予算編成の過程の中で、財政担当のところ、この事業であれば森林環境譲与税の基金を充当することが適当な事業であろうということで充当されたものでございまして、私どものほうで、特別にこれがそういう特定な財源として活用するという要求をしたものでありません。しかしながら、事業の内容を考えてみますと、霧島中学校に新しい弓道場を造るわけですけども、設計をしていく中で、やはり学校施設の木質化というようなところで、事業の目的に基金やそれから森林環境譲与税の目的に即しているものというふうに考えているところでございます。

○委員（木野田誠君）

部長が適しているものと判断されるのであれば、私もそれで取りあえず納得します。

○委員（野村和人君）

2ページの教育委員会外部評価事務事業についてお聴きします。これは外部の方々から評価をいただいて審議を行うというかたちだと思うんですけども、今現在のホームページ上で令和2年度分までしか公開されておらず、これを公開しなくなっている、実際、評価されておるとは思いますが、公開しなくなった経緯か何かあるんでしょうか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

おっしゃる通りに更新されていないのであれば、申し訳ございません、すぐに更新をしたいと思えます。事業自体は、令和4年度も行いまして、その結果については、議会へも報告しているところです。

○委員（野村和人君）

外部評価の部分ですから、特にしっかりと公開していかなければいけないものだというふうに思えます。よろしくお願ひします。4ページの幼稚園運営事業についてお聴かせください。今回、事業費がある程度減っているところではありますが、これは大田幼稚園のほうの経営に関する経費の関連かなというふうに思うんですが、この幼稚園の職員の方々が、どういうふうに今後5年度は配置されたのか、また減になってしまっているのか教えてください。

○教育総務課長（西敬一朗君）

はい、幼稚園費の事業費減については、委員御指摘のとおり、3園が2園になりますので、その分が減少したということになります。人員の配置等につきましては、まだ内示等もございません。何人が何人というのをこの場でお答えすることは難しいと考えます。

○委員（川窪幸治君）

少しちょっと戻るんですけど、説明資料の1ページの教職員住宅。毎年、質問をされてると思うんですけど、今回もここに56戸の老朽度合ということでまた書いてあるんですけど、この居住率というか、56戸のうち、どの程度が使用されているのかお知らせください。

○教育総務課主幹（徳田 章君）

今、教職員住宅として行政財産として活用している56戸のうち、入居率は100%、56戸全て入っております。

○委員（川窪幸治君）

56戸全て入っていると。すばらしいことだと思います。昨年度、この住宅の老朽化で修理をしてまた解体というようなことも聞いたんですけど、昨年度は何棟解体をされたのかお示してください。

○教育総務課長（西敬一朗君）

令和4年度の解体ということでよろしいですか。令和4年度は1棟解体しています。

○委員（川窪幸治君）

何か昨年度は2棟解体の予定だったというようなことなんですけど、これは1棟にとどまったのはなぜだったんですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

隣接する2棟を一度に解体できればと考えていたのですが、合併浄化槽の処理等がありまして、1棟の解体にとどまったというところです。

○委員（川窪幸治君）

今、居住率とかも聴いて100%なので、居住していただいたほうが構わないんですけど私もよく、あちこちで話を聴くと、住まわれていない方がやはりいらっちゃって、今100%にいらっしゃるんですけど、結局、近くに家を持たれていて、そちらに帰られて、居住はされてるような話はされてるんですけど、そこに現存されていないというような話も聴くんですけども、その辺のところは、何か分かっていらっしゃれば、ちょっとお示しできるかな。はい。ちょっとお願いします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

はい、管理戸数56戸、入居56戸とお答えしました。家賃は56戸支払っていただいております。ただ、その中には、家庭の事情、例えば介護であるとかということで、365日住んでいらっしゃらない方はいらっしゃるかと思いますが、そういう方につきましても一応教育委員会のほうで、そういう住まい方を了承といいますか、一応把握はした上で、それぞれの御家庭の事情によるという場合もあるということでお答えさせていただきたいと思います。

○委員（川窪幸治君）

教育委員会のほうで、その辺を把握していただければ、私のほうは安心なんですけど、やはり今、コロナで地域行事が、やはり激減して、開催されていなかったところなんですけども、今年度から少し、もう既に学校関係のそういう会も開かれているようです。そういった中で、やはり学校の、特に幹部の職員の方たちの参加率というところも、非常に私のところにもくるものですから、来ていただけるものであればやはり参加していただいて、そのコミュニティを、やはり地域とのコミュニティをしっかりとっていただきたいなというところがありましてちょっと質問させていただいたんですけど、こういうところの参加率というところでは、教育委員会のほうから、その先生方に何かこう、少しこういう指導というか、そういうものがあれば、ガイドライン的なものがあればまたお示しいただければと思います。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

学校教育課です。課がちょっと違います、すいません。管理職のほうについてはやはり地域行事で非常に地域とやはり密着にしていけないといろんな協力がもらえないとかですね。または、保護者との関係づくりとか、そういった意味でも地域行事の参加は非常に意味あることだと考えていますので、先ほど西課長が述べられました、いろんな家庭的な事情があって、子供さんを子育てされてる管理職の方もおられますので、どうしても自宅に帰らなくちゃいけない。土日は帰るとかですね、いろんな工夫がされておりますけれども、あわせて地域行事についても先ほど申しました理由でやはり参加していくということは非常に意味あることだと思いますので、そこについては、管理職以外も含めて、一般の教員も含めて、地域行事への参加についてはやはり啓発を進めていきたいと。日頃から啓発はしておりますけれども、引き続き啓発をしていきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

予算書の7ページ、明繰の関係です。繰越明許費の関係で、小学校費、そして中学校費が、これは次の年度に送ったということなんですけど、年度内にできなかったという大きな理由もあるんですけど、明繰をされた主な理由、例えば、機材等の準備ができなかったとか、様々な事情があると思うんですが、明繰されたその大きな理由は何なのかお示しいただけますか。何だったのかですね。

○教育部長（池田宏幸君）

現在、審査していただいているのは、当初予算でございます。説明で申し上げたとおり、それぞ

れ小学校、中学校施設整備の予算計上をいたしておりますけれども、これは霧島市としての計画でございます。今後、国庫補助を受けるための補助金交付申請等の事務を行って、その後、補助金交付決定がきてから工事に着手という手順になってまいります。そういたしますと、4月からすぐに工事はできませんので、どうしても工事の建物の規模が大きいものですから、工期が年度内で終わらないということで、当初予算から、もう既に繰越しをせざるを得ないということで繰越明許費の計上をしているところで、設定のお願いをしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

計画があつてですよ、その中で、今、部長がおっしゃったように国庫補助の内示等がなかったというのもあつて、計画としてはもともとあつたということですよ。そういう理解でよろしいんですね。

○教育部長（池田宏幸君）

市といたしましては、例えば隼人中学校でありますと、複数年をかけて全体をやっていくわけでございますけれども、あくまで、事業としては、国の事業としてもですね、単年度事業の繰り返しということになってまいります。ですので、今回、着手している令和4年度にしているものについても、令和4年度中に着手しても、令和4年度中に終わらないというような状況でございます。毎年毎年、全体として補助金交付の補助金の決定がされるものではなく、単年度で毎年毎年されますので、そうしますと、4月当初から工事にかかるということではできませんので、どうしても工期が足りなくなるというような状況でございます。

○委員（藤田直仁君）

予算説明書の2ページと3ページに書いてある、小学校のスクールバスの運行と、中学校のスクールバスの運行についてちょっと教えていただきたいんですが、まずその困難な地域というのはこのことを示しているのかということと、例えば小学校であれば、低学年と高学年は、下校の時間はちょっと違ってくるのかなど。また、中学校であれば、部活をしている子、していない子でまた時間が違うんだろうと思うんですが、行きは1回なんだろうけど、帰りはどのような運行の状態になっているんだろうかということと、最後に内容のところ、給料というふうに書いてあるんですが、委託かなと思ったんですけど、そこに関するところまで教えていただければありがたいです。

○教育総務課長（西敬一郎君）

まず、小学校のスクールバス運行ということでいいますと、福山地区、牧園地区に運行しております。中学校のスクールバス運行事業で申しますと、溝辺地区、それから牧園地区、霧島地区、横川地区に運行しております。この運行の形態も、市で運転士を雇用して、市が保有する車両を運行している場合と、土曜授業等なんですけど、路線バスをスクール対応として委託している場合もあります。帰りの時間等につきましては、その時間に合わせて、もちろん運転主を直接雇用している場合は、その時間に合わせて運行もできますし、例えば、これ先ほど申し述べましたがふれあいバスをスクール対応としている場合もあります。この場合は、定められた時間に児童生徒がバスを利用するということになります。

○委員（前島広紀君）

今の関連なんですけれども、小学校のスクールバスと中学校のスクールバス、大体利用者数というのはわかりますか。

○教育総務課主幹（徳田 章君）

令和4年の時点での利用者数になりますけれども、小学生が27人、中学生が48人、それぞれの地区、合計合わせまして今小学生が27人、中学生が48人、合計75人になっています。

○委員（池田綱雄君）

それぞれの項目で、特別支援員というのの報酬費が含まれております。これを、ざっとこう人数を足してみると100名ぐらいになるんですよ。この方々は、掛け持ちされている人がいるのか、それぞれ100人は別人なのかお尋ねいたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩します。

「休憩 午前10時01分」

「再開 午前10時02分」

○委員長（鈴木てるみ君）

再開します。ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

先ほど口述のほうで、奨学金の貸付け事業をそれぞれ御回答いただいたんですけど、前年度より1,000万円減額しましたと。ということは、実績に基づいた予算を組まれたということで理解をするんですけども、実績、今までの人数とどれぐらいの差があったものなんですか。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

奨学生の申込者の数の違いが大きいところかなというのがございまして、令和4年度において奨学生として採用というか選定された方というのが58名ございました。令和5年度の予約奨学生として採用された方というのが50名というふうになってございまして、ここの差が一つはあるのかなと思っております。

○委員（前川原正人君）

ある意味、少子化もやっぱり手伝っているというか、それだけが原因ではないと思うんですけど、やっぱりそれなりの理由というか、あくまでもこの制度は申請主義ですので、こちら側からどうですかというアピールはしても、最終的なその申請は本人若しくは親がやらなければならないという課題もあるんでしょうけど、やっぱりもう少し少子化をとめるという点ではこれだけは全てではないですけど、今後の課題として、もっとアピールが必要なのかなという気がするんですが、その辺については、今も努力はされていらっしゃると思いますが、どうなんでしょうか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

市の奨学資金の申込み者の減少というのは、一番大きなものは、やはり給付型の日本学生支援機構の奨学資金が、あるということでこちらのほうが、皆さんに制度として浸透してきたために、そちらを利用される方が増えてきているのではないかと思います。日本学生支援機構も、予約奨学生、これはちょっと時期が早いのですが6月ぐらいに、次年度の予約をして、決定を受けるということもできますので、日本学生支援機構の奨学資金を利用される方が増えてきているんだと思います。また国としても、令和5年度から、始まると思うんですが、理系の大学等の方についてまた貸与あるいは給付の条件等を緩和するという動きもありますので、私たちも身近な市から借りていただくということは案内を続けますけども、やはり給付というのが1番、受けようと考えている方には、大きなメリットになるのかなと考えるところです。

○委員（前川原正人君）

そちらの日本育英会ですよ。この、学生支援機構の関係のほうがウエイトを占めているということなんですけど、大体割合的なものというのはどんなものなんですか。感覚的に。難しいですね。いいです。要はその市がやっているこの奨学金の対応ですけど、これはキャパはどれぐらいまで可能ですか。

○教育部長（池田宏幸君）

まず返還が必要ない奨学金というものを国が拡充されてきたということ。それから、本市の奨学

金につきましては、基本、ふるさとの事業に応募されると、5年後10年後には返還免除ということになるわけですが、それ以前に、本市の奨学金については無利子ということで、元金だけを返していただければいいという制度になっております。それと、予算編成の都合もあるんですけども、本市の場合は、12月中に4月以降に学校に行かれる方に申込みをしていただいて、その方々に、給付できる額について予算計上するというような手続を行っております。たまたま令和4年度のときには、60数名の方が新規で申込みをされた。今回は先ほどグループ長が申し上げたとおり50数名の方が申込みをされたというようなことで、予算編成の時期にまだ間に合うものですから、人数制限をして、例えば霧島市が50人以内だよとか、55人以内だよと、新規の方はというやり方ではなくて、応募された方を全部対象にできるだけの予算計上をするという手続を行っておりますので、年度間に応じて、このような額の差が出てくるというふうに考えております。人数制限を設けるよりも、状況を見ながらできていることで、家庭の支援にはなっているのではないかとこのように考えております。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の4ページの文教施設災害復旧費が200万ということになってるんですけど。これを少し分かりやすく説明していただいてもいいですか。

○教育部長（池田宏幸君）

この災害復旧費については、ほかのところもございまして見込み計上でございます。今後、台風とか、あるいは落雷とか、災害で被害を受けたときに、即座に即時に復旧ができるように見込み、今のところ、想定をしているものはないんですけども、200万円だけは先に、予算措置をしておくという措置でございます。

○委員（川窪幸治君）

災害時の方が一のために、予算を計上していると、そういう認識でいいですか。[「はい」と言う声あり]

○委員（前島広紀君）

先ほどの奨学金のところなんですけど、市の奨学金と、給付型の奨学金、これ併用はできなかったでしたっけ。

○教育総務課長（西敬一朗君）

日本学生支援機構の奨学資金と市の奨学資金は併用できることとしています。

○委員（前島広紀君）

分かればですが、併用はどのぐらいあるか分かりますか。分からなければいいです。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

具体的にはちょっと数は押さえていないところですが、日本学生支援機構の給付型奨学金を受けて、こちらの貸与型奨学金を減額になるという方は何名かいらっしゃるということは認識しております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、次の学校教育課に移ります。質疑はありませんか。

○委員（松下太葵君）

この8ページの上のいじめ・不登校対策等子どもサポート事業なんですけど、これのセンターを活用している子どもたちを、学校側は把握しているのかと、何人ぐらいいるのか教えてください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

教育支援センターのほうですけど、一応二つございまして、そちらに、入所、行くためには、学

校を結局経由してから、申請してから行くという形になりますので、全て学校が把握した上で、校長の名前で申し込むという形になってまいりますので、そういった意味では、きちっと人数が把握されているということになります。あと活動についても、センターと学校とが報告書を受け取りに行って、我々委員会もいただきますけども、そういった形で活動の内容、子供たちの変容、様子について把握しているところでございます。人数が、通所人数、ちょっと通所人数を確認いたします。ちょっと時間いただけますか [下段に答弁あり]。

○委員（鈴木てるみ君）

後ほどください。

○委員（野村和人君）

拡充になっている教員業務支援員の配置事業についてお聴かせください。この事業は、令和4年度も、6校配置されているように思うんですけども、これの拡充という意味合いが、財源が変わったという意味合いでの拡充ということによろしいのか、中身的に変わってきたのか、教えていただけませんか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

スクールサポートスタッフ、教育業務支援員のほうですけども、令和4年度、本年度は県の事業でございました。来年度、令和5年度につきましては県の補助事業という形で、霧島市も手を挙げて、ぜひ活用させてもらいたいという形で意思表示をしたところです。そういった意味で、拡充という捉えではありますが、内容としては昨年度と変わっておりません。ただ、配置できる学級数がちょっと間口は広がったんですけども、なかなか予算的なことも、県の配置する人数の制限があるものですから、配置学校については本年度と同じ小学校が5校、中学校が1校という形、大規模校が中心になってまいりますけども、そこへの配置に向けて予算化をしたというところでございます。

○委員（野村和人君）

本当に助かる事業だなというふうに思っているところでございますが、その他のところで、令和4年度配置校の状況が6校から4校のところ、残業時間は減と、4校だけは減だったというような表現なんですけれども、現実的に配置されれば、大分有利になるというふうには感じるんですけども、あと2校が改善できなかったということによろしいかったですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

すいません。先ほどの支援センターの人数について、松下委員の質問についてお答えいたします。先にすいません。教育支援センターですけども、令和5年2月現在で、国分支援センターのほうに17名通っております。小学生が3名、中学生が14名の計17名。隼人支援センターのほうには19名通っております。小学校が5名、中学生が14名、合わせて計19名という形になっております。それからスクールサポートスタッフのほうでございます。6校配置で4校については、業務量が半分減るという形でありました。ただ、各学校からの報告書を見る限りでは、その先生方に幅広く、先生方が例えばプリントを印刷するとか、そういった作業とか、そういったのを、学校全体の先生方に呼びかけて使っている学校もあれば、まあ言えば、教頭さん、あとは教務主任ですね、そういったところでピンポイントと連携をとってやっているとかいろんな使い方がありまして、だから、一律に業務改善に全ての先生方の業務改善に結びつくという場合もあれば、例えば教頭の勤務時間を下げるために役立ったとか、いろんなパターンがありますので、一概にこの4校については全体的な勤務時間が下がったという形になっているんですけども、2校が決して悪い結果が出てきたということではないので、2校も2校なりの成果は報告としてもらっておりますので、勤務時間については、ちょっと全体的な勤務時間は下がらなかったという御理解をしていただければと思います。

○委員（野村和人君）

せっかくのいい事業だと思いますので、今後も、改善を含めながら、効果を出していただ

きたいなというふうに思ってます。続いていいですか。続いて6ページ、7ページと9ページになります。小学校要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業、こちらについての、インターネットのない環境の方々に、ルーターを市でしようよということですが、これはそれぞれ何台ほど考えてらっしゃるのか、どのぐらいの容量の契約を考えてらっしゃるのか、教えてください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

オンライン学習のほうを、令和5年度から本格的に始めたいということで、本年度、各家庭のほうに、どのぐらいの回線がきちっと子供たちのために使える回線があるのかなというこのアンケートをとりました。その結果、5%の家庭がつながっていないという状況が見えてまいりました。で、これは全世帯に対してアンケートをとったという形になるんですけども、恐らく、就学的になかなか苦しい子供たちの家庭についても、その程度の割合については発生するだろうという考えの下、計算したんですけども、その結果、小学校が55世帯分、ただ中学校については17世帯分を一応確保してございます。要領のほうでございしますが、1世帯につき大体一月に5ギガ程度、使えるような形にしています。映像とかそういったのを大量にやることではないので、文書的なこととかそういったことが多いですから、動画を見るとかそういった使用目的ではないもんですから、その程度あれば恐らく足りるだろうという設定をしているところでございます。

○委員（野村和人君）

ほかの目的で使われないようにという気持ちもありました。そういった意味合いから、ある程度の少ない容量で可能ではないかなというふうに思います。契約がいろいろあると思うんですけど、格安SIMも最近はあつたりとするとします。そちらのほうも十分に御検討いただければというふうに思います。

○委員（前川原正人君）

ちょっと前後するんですけど、ポンチ絵のほうの31ページになりますが、今回、拡充事業として、教員業務支援員、スクールサポートスタッフということですが、この中で配置をする学校、小中学校それぞれ、報酬関係、手当等旅費などを詳細に書かれておりますけれど、このサポートするスタッフの身分はどのような扱いになるわけですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

6名につきましては、会計年度職員という形になります。これよろしかったでしょうか。

○委員（前川原正人君）

やはりその会計年度職員は、今のそういう国のそういうような流れの中での配置になると思うんですが、要は、経験者なのか、例えば、全くの何ていうんでしょう経験がない方となると、また、いろいろと違ったりするのかなと。だから、教員の例えばその資格は必要ないと思いますけど、ある一定程度の知識がないと、学校というような、その内容自体が特殊な部署ですので、そういう経験者を充てていくという考え方でよろしいですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

はい、今の前川原委員が言われたことも大切なことで、子供たちとの関係性を築くということは学校で一つ、すごく大事なことでこれはもう、教員であろうが支援員であろうがやはり一緒だと思います。子供たちにとってみれば、身近な大人、または先生という形の位置づけで見るとかと思うので、そういった意味でこの支援員についても、1回面接を行いまして、なるべくなら継続と。本年度も実施しておりますので、来年度引き続きという形になりますので、人数的にも同じという形で、ただ、しっかりと面接をしなくちゃいけないということで面接はしておりますけども、そういった今、委員が言われたような意味合いを持ちながらですね、学校のやはり特殊性というか、子供たちに向かうんだという意味合いを持って、検討配置というのか、人選をしてるところでございします。

○委員（前川原正人君）

予算上、あくまでも4月6日以降から採用ということになるわけでしょうけれど、これはもう準備は整っているという前提で話をすると、大体どれぐらいの人たちが、サポート委員として手を挙げたというか、応募があったわけですか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

スクールサポートスタッフの募集につきまして、3月9日から15日にかけて、ハローワークのほうに求人を行いました。その中で、11名お申出がございまして、1名は辞退されて、そのうちの10名、面接を受けられたいということでしたので、先週の金曜日なのですが面接を行いました。その中で、継続の方も含めて申込みいただいているところなのですが、学校に対して御理解がある方や、子供たちの教育に関心がある方、熱意とかですね、そのような部分を確認しながら面接をさせていただきました。

○委員（前川原正人君）

先ほど野村委員のほうからもありました口述書の7ページの部分で、インターネットに接続できる環境がない家庭のルーター貸出と。貸すのはいいんですけど、例えば壊した場合、破損とか、故意的にはやらないでしょうけれど、万が一のための手だてという点では、ちゃんとこちら側のセキュリティ対策というのはどのように体制をとっていく予定なのかですね、お示しいただけますか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

貸出しのルーターにつきましては、方法については、部内でもいろいろ調整を重ねまして、例えば、ルーターを購入して格安SIMを入れる方法等考えたんですが、やはり、紛失、破損のときに、教育委員会としてもなかなか対応が難しいというふうになりまして、レンタルをしたほうがよいのではないかということで、レンタルを考えまして、その中でレンタル保守パックというのが入っているものを予算として上げました。そのため、紛失、破損については対応ができると思っております。

○委員（前川原正人君）

おっしゃったようにレンタルでやる、この貸出しをすとなりますと、お金は行政教育委員会部局で対応しましょうと。その中には保険の対応ということで理解してよろしいですか。本人が、故意だったらまた別ですけど、万が一の故意ではない事故等の場合は、保険等で対応していくという理解でよろしいですか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

そのとおりでございます。

○委員（藤田直仁君）

先ほどの野村委員が聴いたところだったんですけども、就学援助事業の中のポンチ絵の32ページのところに書いてあることなのですが、判断基準の見直しをということが書いてあるんですが、まず、判断基準はどういうことだったのかがちょっとよく分からないということと、その下にある、激変緩和措置というのもちょっと教えていただいでよろしいでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

就学援助費についての今回判断基準を見直すという背景から申し上げますと、学校への案内をずっと細かくここ近年間、全ての家庭にこの霧島市は行ってきました。で、就学援助を必要とする家庭の掘り起こしと言ったらおかしいですけども、細かい支援をしていこうという形でずっとやってきたんですが、その結果、非常にたくさんの方がこれを利用される形になってまいりました。ただ、なかなか割合的には、鹿児島県内の状況と比べたりとか、または、日本の子どもたちの貧困率と比べたりとかしたときに、ちょっとどうなのかな、財源をうまく効率的に使ってるのかという状況が見えてきたんですね。というのが、4分の1世帯が就学援助を申し込むという状況になってま

す。これは、県内で、第1位という形になってしましまして、なっしてしましましてと言ったらおかしいですけども、すごくいいことであるのかもしれないです。反面、財源のきちっとした効率的な有効活用というふうになっして考えなくちゃいけないということと、もう一つは、先ほどのルーターの話をししましたけれども、いろんな子どもたちへの支援のやり方をもっして変えていかないと、今までと同じような、ただ学用品費を変えなさいとか何か、通学費の補助をしなさいということではなくて、新しいそういった、なんですかね、ルーターなんかの結局購入なんかも、家庭によってできないところも出てきます。そういったところもしっかりと見てあげるような、就学援助体制にしなくちゃいけないということで、見直しを図ったというところがございます。内容見直しを図った判定基準の部分ですけれども、これが見直し前は、結局その家庭の総所得金額に退職所得とか山林所得を足して全ての所得を出して、そこから、社会保険、生命保険、地震保険、寡婦控除というのを引いてさらに、給与所得の世帯の中で給与所得がある数の人数掛ける10万円を引いて、基礎額を出していたというところがございます。で、余りにも引くものが多過ぎて、なかなか金額が下がり過ぎてしまっていたという実態がございます。ですから、今回見直しをししまして、総所得金額不足退職所得不足山林所得から、先ほど言った社会保険生命、生命保険、地震保険、寡婦控除ここについては、除算をしないという形で、基礎額を出すということです。で、比較するための生活保護費の1.2倍というのは、これは今までと変わりませんので、同じような比較をしていくということになります。こうしますと、若干当たり前と言うとおかしいですけども、認定率が下がってくるということがございます。ただ、先ほど言った家庭にとっては非常に大きな大切なお金だと思います。この援助についてはですね。ですから、急激にこれがなくなってしまうということはいけないということで、先ほど委員が言われたその激変緩和措置をとろうということで、令和5年度につきましては、これまでと同じような計算をしたときに該当なくなってしまう家庭については、3分の2の就学援助出しましょう。翌年6年度ですが、6年度については、2分の1を出しましょうということで、3年間かけて段階的に下げていきたいと思いますという措置をとっているところがございます。そうすることによって、予算の当たり前といいますか、効率的な、きちっとした使い方であるとか、先ほど言った、Wi-Fiであるとか、そういった環境ない子供たちへの補助ができたりとかですね、ちょっと中身の見直しも図ったと。合わせて図ったというのが、実態でございます。

○委員（野村和人君）

11ページの、今の要保護児童生徒就学援助事業、これの給食費のほうなんですけど、今回のこの1億408万円の部分は、全体の予算書になります、雑収入で6億2,417万5,000円のところに入っていくという計算でいいのか。会計処理上のところが、もうちょっと読み切れなくて、実質上、保護者徴収分が6億、これから1億を引いた部分という計算上になってくるのか。御確認させてください。ちょっと絡んでしまってるんですけど、学校給食、教育課のところに書いてあるので。

○教育部長（池田宏幸君）

この就学援助費につきましては、全て個人に対する補助金ということでございますので、直接に補助金を交付したものを、市が交付して市が受け取るというそういう右のポケットから左のポケットに入れるような作業はいたしません。一旦本人に払って本人から払ってもらうという、あくまで就学援助費は、個人に対しての補助金ですので、個人を経由しないとイケない。場合によっては代理受領という制度が地方自治法上定められておりますので、本人が、私がもらうお金を霧島市長に払ってくださいという申出があればそれはできますけれども、基本的には、個人に対する補助金ということになっております。

○委員（野村和人君）

そのやりとりが、大変だなというところも含めて感じているところですけども、また、給食費の割合についてはまた、学校給食課のほうで、お聞かせいただきたいと思ひます。

○委員（池田綱雄君）

いじめ不登校のサポート事業、8ページ。この中で支援員、サポーターの報酬が1,800万円と大きいようですが、これは何名分ですか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

それぞれの人数についてなのですが、教育支援センター支援員が4人、いじめ問題対策支援員が1人、かけはしサポーターが6人、心の相談員が1人です。上のほうに書いています支援員、サポーター、心の相談員報酬というのが、合計いたしまして11人[25ページに訂正発言あり]、下の霧島市いじめ問題対策委員会7人です。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

2番目の霧島市いじめ問題対策支援員の報酬という形でございます。こちらについては、7名分の対策委員会を年に2回ほど開きますので、その方々に対する報酬という形になってくるかと思えます。

○委員（池田綱雄君）

7名分ということですよ。これを、全部集めてみますと100名を超すんですよ。支援員とかというのが。その人たちは1人の方が、2か所3か所に兼務というか掛け持ちでされているのか、あるいは、この100名が全部別々だよというのか、そこら辺はどうなんです。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

基本的には別々という形になるかと。ただ、大田幼稚園と、大田小学校の特別教育支援員については校舎内に、同じ施設に幼稚園と、小学校があるもんですから、その支援が1名が掛け持ちして、幼稚園の子供それから小学生の子どもをみているというところが1か所だけございます。あとは基本的には1人、全部違う人という形になっております。

○委員（池田綱雄君）

分かりました。その他と書いてあるから報酬の中に、その他がどんだけ入ってるのか分かりませんが、単純にその報酬費を人数で割った場合に、年間150何万とかいう数字になるんですよ。そして掛け持ちしてれば、どうなのかなと思ったもんだから、質問しました。

○委員長（鈴木てるみ君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時36分」

「再開 午前10時49分」

○委員長（鈴木てるみ君）

再開いたします。では、学校教育課について、質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の10ページ1番下になります中学校各種大会参加支援事業についてなんですけど、私は少し認識不足なのかもしれないけど、ここに説明書き、目的としては、下のほうに県大会、九州大会、全国大会へ参加するためにかかった旅費等の補助ということで書いてある。その前に前文に、部活動指導員を1名配置すると書いてあるんですけど、ここが少し私理解が出来なくてこれをもう少し説明してください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

項目として中学校各種大会参加支援事業と書いています。部活動支援指導員を1名配置するというので、ここにつきまして外部指導者として部活動教員のかわりに、引率、又は大会参加をしていただける方について、県等の補助事業でございますがそれを1名、本年度配置いたしました。こちら陵南中学校のバレー部のほうに1名配置をしている方でございますので、これについて今年1年

間実証的にやったんですけども、来年度も部活地域動移行に向けてそういった検討材料を集めなくちゃいけないということで、これ1人来年度も配置したいということで、まずはその1人配置するという意味合いを置いているところでございます。それに向けての協議会を設置したりとか。ですから、この上段の事業につきましては、部活動の地域移行に向けての準備作業の中の一環という形のとらえをしていただければと思います。で、下の2行につきましては中体連が主催するこれまでもありました九州大会それから全国大会への交通費、宿泊費の一部補助という形の意味合いの文章が載せてあるというところでございます。

○委員（川窪幸治君）

今回は、陵南中のほうに、バレーでしょうかね、1名の指導員を置いたと。これが、何ていうか初めてのケースということになるんですかね。4年度から。これを始めとしてまた、各中学校にこういうことが出来ていくというようなことでいいんですかね。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

委員が言われるとおりで、地域移行に向けて、教員のかわりに、地域の方が実際には部活動の運営をしていただくということになりますので、これは、いわゆる外部指導者は、教員が横について又はついてる状態で引率するとか監督をするとかいうあったんですけど、この外部指導員につきましてはもう教員がいなくてもできるという形ですので正に地域移行の一つのモデル的な形になってくるかと思えます。そういった検証を、本年度1年間かけてやってきた、来年度も引き続きやっていきたいというふうに考えています。

○委員（川窪幸治君）

先般新聞等で、中体連の県大会参加、ということで、クラブ活動でもオーケーですというような承認されるような、話がやっぱり出てきていて、今この本当スポーツ界というか、こちらの方面が非常に何か今困惑してるというか、はっきり方向性がまだ示されてない中でのことだと思えますので、その辺のところもまた情報等があれば、また、こちらのほうにもまた、共有できればと思います。

○委員（木野田誠君）

フッ化物洗口についてお伺いしますが、実施校は何%行っているんですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

小学校のフッ化物洗口35校中2月現在で33校が実施が行われてるというところでございます。本年度1校増えまして33校という形になりました。残り2校という形でございますが、この2校についても、来年度、5年度6月をめどにスタートするという形で今、最終的な準備をしているというところでございます。

○委員（木野田誠君）

2校が実施されると100%になるということですね。この2校は、今までもう大分長いことになるわけですけども実施してこなかった理由はありますか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

経緯的には、なかなか教職員の理解が得られなかったりとか、そういったこともあったかと思えますそれから、ちょうどコロナがばっと広がって、この水道蛇口、結構大規模なものですからこの2校という大規模で蛇口が足らなくてということもあったんですがそこについても今改善が図られましたので、そういった課題が全て解決できたと。コロナも、いい状況でなくなってきましたので、全て理解を得ていただいて、実施をしていくという形でちょっと時間がかかってしまったのかなあと思っているところでございます。

○委員（前島広紀君）

関連ですけれども、その効果はどのように考えておられますか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

むし歯関係のDMF指数というのがございまして、どれだけこの虫歯を減らすことができたのかなあという数値比較するための数字なんですけど、フッ化物洗口をする学校につきましては下がってきているという状況がおおむね見られると思います。そういった意味では、週に1度という実施ではございますが、それでも続けることによって、やっぱり子どもたちの歯が守られてるというのは確かなのかなと思ってます。ですから、そういったいい意味での享受を全ての子どもたちにやっぱりしていかなくはいけないと思っておりますので、100%早くしたいと思っておりますのでございます。

○委員（前川原正人君）

説明資料の28ページになります。小学校の要保護及び準要保護の児童数ですけど、今回のこの小学校で4,542万8,000円。これは要保護で何名なのか準要保護で何名を予定をされていらっしゃるのか。また、次の、同じく予算説明書の235ページになりますが、この中学校も同様に、要保護が何名、準要保護何名で予定をされていらっしゃるんですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

令和5年度の就学援助費に向けての試算するための要保護それから準要保護の人数という形になるかと思えます。品目によって人数が違うんですけども、小学校を申し上げます。小学校の学用品費ですけども1,537人分です。それから、通学用品費これは2年生から6年生までとなりまして、1,288人分、それから校外活動費、これも学年になりますが、1,537人分です。学用品費と同じ人数ということになります。それから新入学児童の学用品費これは小学校1年生になりますけども、こちらのほうが74人計上しております。修学旅行関係です。こちらにつきましては、要保護のほうが12人、準要保護のほうが266人です。あと、小学校の入学準備金でございまして、こちらが175人という形になっております。中学校も申し上げた、よろしいですね。グループ長がお答えいたします。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

中学校費の要保護及び準要保護の人数につきましては先ほど、学用品費、通学用品費と細かくありましたが全体的な数で申し上げます。準要保護の生徒につきましては全体で792人を想定しております。また、要保護の人数につきましては19人を想定しております。

○委員（前川原正人君）

この一つの基準が、要保護の場合は生活保護基準と。準要保護が保護の1.2倍までというのが一つの基準になってるわけですけど、この内容的にはほとんど変わっていないという理解でよろしいですか。支給される例えば学用品費とか、例えば1年生だと、年額1万1,520円。中学校で年額2万2,510円。それぞれ校外活動費とか、様々、定めてありますよね。市の要綱の中で。その金額は、ほとんど全くと言って言うほど、変更はないということで理解していいですか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

はい、単価につきましては、今年度と同額となっております。

○委員（前川原正人君）

進んだというか、この根拠になっているのが、教育費は無償とするという一つの前提があるんですけど、その中でPTAの予算関係についても進んだ自治体では、対応しているところもあるんですけども、霧島市は今後、令和5年度から始まる学校関係の公会計化も前進をしていくわけですけども、ここのPTA関係の対応について、そういう議論というのはなかったわけですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

PTAの会費とかそういうことでございますよね。そこについて一応議論という形は、今のところはございませんでした。先進地としてそういった形をされてるところもありますし、またPTA活動自体も話題になって、活動の縮減とか小さくなったりとか維持とかそういった部分の課題もあ

るかと思えますけども、そういったことも含めて、今後検討していくことが必要なのかなあと思っています。PTAの存在自体もそこも考えていく必要あるかなと思えます。

○委員（藤田直仁君）

7ページのところのキャリア教育進路指導推進事業について教えてほしいんですが、中学生の挑戦、霧島仕事維新の事業というふうに書いてあるんですが、この事業目的を達成するためにいろんな計画をされていると思うんですがその具体的な内容を御紹介願えませんでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

細かく挙げればちょっとたくさんになってしまうんですが、主なところを挙げさせていただきます。一つ、企業見学会ということで、これは生徒、保護者、教職員を対象に霧島市内の企業について、高校生はよく見学すると言われると思うんですけども、そういったのを中学生または小学生も参加をするような形をつくっていると。あと高校と企業との合同説明会、これは、きみの夢をかなえる企業フェアという形で名前を呼んでますけども、そういった合同の説明会に参加をしたり、あとは霧島グローバルアクティビティ、これはもう全て英語なんですけども、ALT、市内におりますALTを活用しまして市内の名所であるとか、またはこう優良な企業であるとかそういったところを訪問したりとか、または、海外のいろんな人たちと交流を図って、英語漬けの3日間、ALTを中心とした英語漬けの3日間を過ごさせることによって、語学教育でもあるんですけどやはり地域のよさを知ってもらいたいと。それを、各世界中に発信してもらいたいということで、いろんなところとつないで交流学习をしたりとかしてるところでございます。それから、立志講和ということで、これも市内のいろいろこう、いきいきとしている企業といいますか、躍進している企業なんかの社長さんであるとか従業員の方に来ていただいて、講和をしていただいたりとか、そういった意味では、いろんな子どもたちへの啓発活動、非常に子どもたちも霧島市のいいところを発見した、こんな企業があったんだとかですね。そういったことを発見してくれていますので、地道にずっと続けてきておりますけども、最終的に霧島市に子どもたちが残ってもらえるような、そういった意味合いとして、非常に大きな事業なのかなと思ってるところでございます。

○委員（有村隆志君）

ちょっとここで聴いていいか分からないのでちょっと教えてください。学校、例えば、昨年夏休みが終わった後に、ここの市役所の窓口の近くにちょっと子供さんの夏休みの宿題を並べてありました。すごくもういろいろ研究されたり、本当感動しました。そういった方々に、出してくれて、みんなにノート1冊だったり、何かそういった記念品とか、出せられたらいいなと思っていただけけど、そういうのは出されているのか、ここで聴くかどうかわかんないんですけど、そこら辺の費用があるのかどうかを聴きたい。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

多分それは社会科作品の展示だったと思うんですけど、これは霧島市教委のほうで音頭をとって、各学校から夏休みの社会科作品を募集してるところでございます。残念ながら、賞品というか、そういった参加賞はございませんでした。ただ、いろんな企業が最近、ここ何年でしょうか非常に増えてきた、そういった作品募集を出される企業が、求められるのが多くて、そういった企業とか事業所とかそういった作品についてはいろいろ参加賞があったりとか、なんていうか賞があったりとかするものですから、そういったところも学校いろいろ考えながら、応募はされているとは思いますが。景品があるから参加しなさいとか、そういったことにはならないと思うんですけど、子どもたちのやはり一定の評価という意味ではやはり何かそういった対価的なものがあれば、子どもたちは喜んでくれるのかなあという部分あるかと思えますけども、そういったところはバランスを考えながらですね、やっていく必要があるかなと思えます。賞状としてはあるということでございます。

○委員（有村隆志君）

本当に大事な教育という部分で、子どもが本当に自主的に一生懸命やってくれるところをどうか評価していただきたいと思います。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の9ページの1番下の段にあるんですけども、学校教職員健康診断というのがあるんですけど、こちらの中で、決算の時だったかもしれないですけども、なかなか学校に行かれていない教職員の方が結構いらっしゃったような気がするんですけど、小学校・中学校含めて。委員長、高校も大丈夫ですかね、数字を聴いても。[「高校はまだ」との声あり]ですよね。小中で。小中で、人数がもし把握できていればお示してください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

令和4年度の休職者という形になります。小中学校の勤務しているものでということですが、小学校のほうは4名です。中学校ほうが3名おられます。で、これはもちろん精神疾患だけではなくて、いろいろこう病気ですかね、疾病関係もいわゆる含まれておりますので、全部で計7名の先生方が休職をされています。ただ復職予定の方もこの中におられまして、4名の方がまた4月から復職をされるという形になっております。

○委員（川窪幸治君）

やはり現場の職員が1人いないとなると、やはり、現場がかなり大変になってくるという話もよく耳にするものですから、そういった意味では、復帰するのはなかなか難しいことなのかもしれないですけども、加配とかそういうのがあれば、また、スムーズに行けるようにまた取り組んでいただきたいなというところがまたあります。このチェック自体は、セット型になっているのか、それとも自分がこれとこれとこれを受けたいというようなことで受診されるのか、その辺はどうですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

はい。ストレスチェックのことだと思います。外部の機関のほうに出す形になりますけども、本人がその項目について、皆同じ項目ですけども、今の健康状態、就労条件、就労環境、気持ち、そういったことを、ずっと細かく申請をしていきます。それを業者のほうで判断をしていただいて、あなたの今の精神状態がこういった状態だとかですね、またこういうふうにすればいいですよとアドバイスをもらえたり、またはその結果が特に悪かった場合については、産業医の面接を受けたほうがいいのかそういった形につながっていくということで、市内の教職員全てについて実施しております。非常にこれはありがたいのかなというふうに思っております。なかなか私も管理職もやはり気づかない部分もあるかと思っておりますので、こういった間接的に、チェックによって把握できるという部分が非常に大きいのかなと思います。

○委員（久木田大和君）

1点は関連で、年度途中で、この場合は休職ですけど、退職される方とかというのもしらっしゃるかと思うんですが、その人数もお示してください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

令和4年度に途中で退職をされたという方ですが、小学校の場合6名、中学校のほうは4名ですかね。計合わせて10名の方が自己都合退職という形で辞められております。この中には、正規の教諭の方もおられたら、あと再任用といいまして60歳になってから再び勤務に就かれた方、または、講師の方ですね。いわゆる期限付の講師の方もたくさん含まれております。ですから、特に教員不足が続いている中で、経験がない中で、学校教員になってみた。なったけどもなかなか思いどおりにはできなかったという講師の方も多かったのかなという気がします。あと、再任用でよく聴く声としては、管理職をやっていたと。再任用で今度は教壇に立って子どもたちに教えるようになったと。何十年かぶりに教えたらうまくいかなかったということで、なかなか合わずに辞めら

れるという話も時々出てくるのかなと、そういう状況でございます。

○委員（久木田大和君）

今、理由をお伺いして、様々な理由があつて、向かなかつたりとかつてというような理由もあつたりするかと思うんですが、教員不足という話もあるので、こういった事前に、心に抱える問題などを把握できるような対応がとれるように、今後も対応していただければと思います。あと、もう1点ですけれども、説明資料の8ページのいじめ・不登校対策等子どもサポート事業のところ、現在の霧島市のいじめの認知件数というのはどのようになっているのかということと、その推移についてどのように分析しているのかお示してください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

すみません、申し上げます。いじめの認知件数でございます。令和4年につきましては、1月末の現在の数字になりますけれども、小学校のほうは2,235件です。2,235件。33校で認知をしております。中学校のほうは574件、12校において認知がされている。合わせて2,809件という形です。ちなみに昨年度の小学校が2,732件、中学校が1,065件、合わせて3,797件ございました。昨年度は1年間の数字です。今回は1月末の数字です。ちょっと下がってきてはいますけれども、きちっとやはり認知をしてる数字でもあるのかなと思って、この数字が低ければいいということでもないと思いますので、数字の意味合いをしっかりと考えながら対応していくということが大事かなと思ってるところでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

よろしいですか。ほかにありませんか。委員の皆様にお諮りします。委員外議員の発言の申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

○委員外議員（植山太介君）

すいません、委員外からです。ごめんなさい。先ほどの前川原委員の関連なんですけども質問の。準要保護児童と要保護児童とのこころ辺の推移が分かれば、正確な数字は結構ですので、この霧島市として少子化も含めてですね、このような世帯が増えているのか減っているのか。そこを1点お聴かせいただきたいのと、あと1点、先ほどの説明で私の解釈が間違ってるかもしれないけど、小学校中学校の小学校から中学校に移ってぐんと人数が減ってるように感じたんですけども、その対象者ですね。そこら辺のちょっと説明をしていただけたらと思ったところです。

○委員長（鈴木てるみ君）

対象者が減ったというのは、さっきのいじめの質問に。

○委員外議員（植山太介君）

準要保護者と要保護者の人数がちょっと減ったように、ちょっと私の認識が分かってないもので。そこちょっと説明をいただけたらと思います。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

人数につきましては、多分おそらく小学校が6年間分、中学校が3年間分という形ですので、半分ぐらいになっちゃうのかなという感じだと思います。それから、割合的な推移でございます。準要保護を例に挙げますと、先ほど言いました令和4年が25.8%の認定率なんですけども、4分の1という数字を言いましたけれども、2,817人の受給者でございます。経緯を見ますと、昨年度が2,682人、一昨年、令和2年度が2,607人、令和元年度が2,250人、平成30年度が2,051人ということで、5年間で割合的には7.2%増加しているというところでございます。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、続きまして国分中央高校の質疑に入ります。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

すいません、先ほど回答しました人数の訂正をさせていただきたいと思います。すいません。予算説明資料の8ページ、いじめ・不登校対策等子どもサポート事業の内容積算等のところの、支援員サポーター心の相談員報酬ほかというところにつきまして、先ほど11人と回答をさせていただきましたが、正しくは12人です。訂正をよろしく願いいたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

それでは、国分中央高校に対しての質疑ありませんか。

○委員（野村和人君）

13ページとポンチ絵と35ページになります。国分中央高校設備整備事業についてお聞かせください。まずは、このタブレットが280台。1学年分ということでしたけども、こちらのほうは、新1年生への配備予定なのかお聞かせください。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

学校のほうでは、整備自体を、早ければ2学期スタートで使えるようにしたいなど。遅くとも3学期スタートで使いたいというふうに考えておりますので、今度の新入生のから、使わせたいというふうに考えております。

○委員（野村和人君）

とすると、今後また新1年生、それぞれ上がってくるとは思いますけども、来年度以降も同様な考え方で整備していくということではよろしかったですか。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

一応、高校のほうでICT環境整備方針というのを立てておりますけれども、1学年につきましては、タブレット対応し、2学年3学年においては、原則、自分のもの、個人所有の端末を使用させることというふうに整理をしているところです。

○教育部長（池田宏幸君）

少し補足をさせてください。高等学校の生徒に対する1人1台端末につきましては、県立高校でございますので、鹿児島県の教育委員会が方針を示しております。その中で、今、事務長が申しましたとおり、第1学年には、学校で整備をして貸付けをする。第2学年第3学年は、自宅で自分が使っているものを持ち込みさせるというのが、鹿児島県が県立高校について定めている方針でございます。市立高校でございます国分中央高校につきましても、この県の方針に沿って、実施したいというふうに考えておまして、今年度、第1学年分の予算を計上したということでございます。

○委員（野村和人君）

ということは1年生のほうに整備して、2年生3年生については、個人購入を促して、タブレット持ち上がっていくということではないということではよろしかったですか。

○教育部長（池田宏幸君）

県の方針を見ますと、まず自宅で使っている、使い慣れたものを持ってくると、自宅でもどうしても整備が出来ない子に対しては、学校のを貸し付けるというような方向性になっているようでございますので、購入を呼びかけるものではなく、あくまでも、使い慣れたものを持ってきてもらうというような整理をしているところでございます。

○委員（前島広紀君）

口述書の真ん中あたりなんですけれども、9ページ、国分中央高校農場管理事業の財源は、生産物売払収入326万1000円を充当するとなっておりますけどこの、生産物売払いというのは、どういうものが主にありますか。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

農場管理事業の生産物売払収入326万1,000円の内訳を申し上げます。まず、作物、お米ですね。これは6万1,000円見込んでおります。次に、野菜、100万円、草花160万円、生物工学、これが蔓無源氏のサツマイモになりますけれども、こちらのほうが60万。合計の326万1,000円となります。

○委員（前島広紀君）

蔓無源氏はバイオ技術を使って生産していると思うんですけども、その辺りちょっと簡単に説明願えますか。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

蔓無源氏についてですが、バイオの技術でウイルスフリーの苗をつくって国分酒造とか、そちらのほうに苗として、流通しているということになります。

○委員（前島広紀君）

最近、話題になっています。サツマイモ基腐病に対してはすごく、無菌ですから、有効な苗だろうと思いますし、またそういうことができる技術者を育てることも、やっぱり国分中央高校にとってはいいことだろうと思います。ここでちょっと話を変えますけれども、霧島市の花、市の花は何か分かりますか。

○教育部長（池田宏幸君）

市の花は私の記憶ですけれども、ミヤマキリシマとハナタバコだったと思う。

○委員（前島広紀君）

この生産物に関連しての質問ですけれども、以前は、今おっしゃいましたように霧島市の花は、ミヤマキリシマとハナタバコで、霧島市の木が、クロガネモチですから、国分時代からの流れなので、60線はほとんどクロガネモチが植えてあります。そういう中で、以前は中央高校で、ハナタバコの鉢物をつくって、市役所に置いてたんですよ。今そういうこともないし、まずハナタバコを見ることもないと思います。そういうことで、以前は、国分中央高校で、キリシマツツジの差し木と培養をやっておられたと思うんですけども、教員の技術者の関係もあるだろうと思いますけれども、またやはりこの生産物の中にキリシマツツジをぜひ入れていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

以前、キリシマツツジの増殖をしていたのは、造園技術という、教育課程がありました。今、造園技術が食品加工という教育課程に変わっております。ですから、今造園技術をしてないものから木の増殖というのは実習の中では難しいかというふうに考えております。さらに聞きますと、増殖が非常に難しいと。委員も御存じのとおり。何年間か取り組みましたけれども、実際に、高校で挿し木等で、今、生きている木というのもないので、なかなかその辺は厳しいかというふうに考えております。

○委員長（鈴木てるみ君）

委員の皆様をお願いします。教育部、結構ボリュームがありますので、予算に関する質問に集中してお願いしたいと思います。

○委員（前川原正人君）

高校の関係ですが、学校のほうでは、市立高校ということで、活動をされていらっしゃるんですが、宿舎の入居者を、今回の予算でどれぐらい想定をされているんですか。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

令和5年度は、20名を見込んでいます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは家賃の一部補助も、何名を見込んだ予算となっておりますか。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

家賃補助について66名見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

先日、高校の入試が終わりまして、大体どこも少子化が進む中で、ある意味、国分中央高校の状況については、これも温度差があったり、科によっては違うんですけど、大体、今の段階で、いわゆるその定数に対して、各科どれぐらいの状況を示しているんですか。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

一次試験の合格者でいきますと、まだ二次は募集中ですので、合格者でいきますと、園芸工学科が定員40人に対して27名、生活文化課が定員80名に対して定員どおり80名。ビジネス情報科が定員120名に対して113だったと思います。それからスポーツ健康課が40名に対して38名。合計で258名が、推薦も含めて合格というふうになっております。

○委員（前川原正人君）

先ほどの部分と関連をするんですけど、宿舎入居者ですね。これがほとんどスポーツ健康課ですか。その生徒さんたちが入るであろうという、そういう見込みとして理解をしてよろしいわけですか。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

そのように理解していただきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

もう1点の家賃補助の部分の66名、これも同じような状況ということになりますか。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

スポーツ健康課の生徒が入居しておりますので、そういうことになります。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の12ページ、1番下の段になります。先ほど、前島委員のほうからもあったんですけども、ここに、小畑農場維持管理の経費で1,080万3,000円となっているんですけど、小畑農場の維持管理と以前聞いたことがあるんですけど、小畑農場の作業をするためにほかに、学校外にも土地やらあったような畑とかっていう気がするんですけど、そこ辺のもしあれば、場所とか、何か所あるのか、お示してください。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

今、委員が言われたのが旧実習地にあたる場所だと思うんですけども、かなり前ですけど畜産があったときに、上野原に実習地があったというところが一つ。それと、新町のタイヨーの近くに水田がございます。作物自体の実習が減っているものですから、小畑農場内に水田を今やっております。その関係上、新町の横の実習地はもう使用していない状況となっております。

○委員（川窪幸治君）

今上野原と、新町水田こちらのほうを使ってないというんですけどこの管理費も、これに含まれてはいるんでしょうか。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

新町のタイヨーの水田の実習地跡につきましてはシルバーのほうに委託ということで、予算を計上しております。

○委員（川窪幸治君）

多分、私が知っているところであれば、もう、道も通っていないような水田だったような記憶があるんですけどこの売却的なこととかも考えて、検討とかはないんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

御承知のとおり公共施設管理計画を進めている中で、様々、実際に活用していない財産については売却を進めるということでございますけれども、やはり適切な価格で売るためには、そのために

鑑定をしたりとか、様々、売る準備の作業で時間とお金がかかります。そういうことで、庁内全体で優先順位を決めながら、順次行っているところです。

○委員（野村和人君）

口述の9ページにございます維持管理のほうでの雑収入を電気使用料等で204万円と記述いただいておりますが、こちらについては保護者負担の空調費関係の電気料なのかなと思いますが、確認をまずお願いします。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

委員がおっしゃるとおり、PTAのほうで空調を設置しております。その分の電気料収入となっております。

○委員（野村和人君）

昨今の電気代の高騰等もありますが、近年の推移と今回、補助等を考えられなかったか、お聞かせください。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

数字がないんですけれども、前年度の予算は202万2,000円です。決算額は数字を持ってきておりませんでした。後もお知らせします。[31ページに答弁あり]。

○委員（野村和人君）

相当上がっているようにも思いますのでその辺も、また、調査のほうお願いしたいと思います。また、保護者負担ということも含めて、最近はコロナの影響もありまして窓を開けたまま、エアコンかけたりとか、そういった影響もあったと思います。また、今後も負担について、ほかの地域では、この空調費に関しても全国的には補助をする流れもあるようでございますし、そういったことも今後検討していただけないかなというふうに思っております。

○委員（野村和人君）

まずは、給食センターそれから単独調理場それぞれあるんですけども、調理員の方々、本当に日々、頑張っていると感じているんですが、それぞれの栄養士、調理師の方々の人数を教えてくださいませんか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

それぞれの調理場ごとでよろしいんですね。まず、調理員の数から先に申し上げます。給食センターにつきましては、国分南部給食センターは、調理業務を委託しておりますので、令和5年度予算で見ているのは6センター分になりますけれども、溝辺が9人、横川給食センターが6人、牧園給食センターが8人、霧島給食センターが6人、隼人給食センターが26人、牧之原給食センターが7人の合計調理員は62人。あとこれに、配送員の6人も含まれて、68人分で給料等の予算を措置しているところでございます。単独調理場につきましては、5年度予算で申し上げますけれども、国分北小が4人、青葉小4人、国分小8人、向花小4人、国分南小5人、国分中7人、国分南中6人、舞鶴中8人、8単独調理場を合わせて46人で予算措置をいたしております。あと、栄養士につきましては、多分、栄養教諭のことかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、教職員と同様の取扱いで、県の県費で配置されている栄養教諭が各センターには必ず1名ずつは配置がされておりますけれども、受配校が1,500人を超えるセンターにつきましては、2人ということで、国分南部給食センターが2名で、あと隼人の給食センター、こちらにつきましても2名プラス、あと食に関する指導の加配と加配措置がされておりますので、隼人には3人、ほかのセンターには1人ずつで、センターのほうで県費による栄養教諭が10人配置されております。あと単独調理場につきましては、八つの単独調理場のうち、県費による栄養教諭が5人配置されておまして、配置されていない国分北小、青葉小、向花小につきましては、市費による栄養士を1名雇用いたしまして、3校分の献立作成であったり、そういった、食材の発注の業務などを行っていただいております、食に関する

る指導につきましては、先ほど申し上げた隼人のほうに、加配の栄養教諭がいらっしゃいますので、そちらのほうで対応していただいているところでございます。

○委員（野村和人君）

栄養教諭のほうは県費のほうがほとんどだというような形の中で、単独のほうで市費をいただいているというふうに感じました。給食は、定められた時間に給食を提供することが求められる中、緊急事態というの、大いにあり得ると思うんですけども、この調理人に関して予備人員というものがおられるのか確認をさせてください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

先ほど、調理員の数を申し上げましたけれども、単独調理場のほうにつきましては、八つありますけれども、先ほどの人数の中には、代行員というような措置で、各調理場1人、それから、舞鶴中学校につきましては2名ですけれども、全ての調理場に1名以上の代行員がおりまして、もしものこと、何かあったときですね、緊急のコロナのような事が発生したときなどに、所属調理場だけではなくて、ほかの調理場のほうにも緊急で対応していただいたりしておりますので、給食の提供に関しては、これまでも問題なく行われているところでございます。

○委員（野村和人君）

結構、調理員の方々のほうからも大変だというようなお話は聴いたりしております。よくその辺も、現場のここの声を聴きながら、設定をしていただけるようお願いしておきたいと思います。次に、決算委員会でもちょっとお話をお聴かせいただいたんですけども、横川、牧園の給食センターについて、調理室に空調機がないというふうに思われるんですけども、本予算の中でその辺のところに対応可能かどうか、確認させてください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

結論から申し上げますけれども、令和5年度予算での対応というのは、措置はしておりません。ただ、決算委員会でも申し上げましたけれども、令和2年度にセンター、単独調理場含めて、全調理場、スポットクーラーを配置いたしました。そして、このスポットクーラーが全部で29台、各調理場を平均するともう一、二台程度でしたので、これではちょっと、用をなさないということで令和3年度には、空調設備、エアコンのほうを、センターでは溝辺給食センターと霧島給食センター、それから単独調理場は、八つ全ての調理場に整備をいたしましたので、スポットクーラーのほうで、予備的なものがあれば、そちらのほうでまだ統廃合が横川については来年度、令和6年度になりますので、それまでの間は、やはり職場の環境というのは、十分整えていかなければいけませんので、スポットクーラーなどを活用いたしまして、対応を考えているところでございます。

○委員（野村和人君）

職場の環境を整えていただきたいと思っております。今年度新たに事業になった公会計に伴って、学校給食費管理事務事業ですけれども、こちらの中の、事業目的に、心身の健全な発達や食育の推進を図るためというようにございますが、今年度から新たに取組み、これに関する部分があるのかどうか、確認をさせてください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

21ページの学校給食課の主要事業を三つここに掲載しておりますけれども、この新規の学校給食費管理事務事業だけではなくて、ほかの事業にも全て、同様の児童及び生徒の心身の健全な発達や食育の推進を図るためという文言を掲載しているところございまして、こちらにつきましては、当然、学校給食課の主な取組の一つといたしまして、安全安心な学校給食の提供、具体的に申し上げますれば、学校給食の衛生管理の充実であったり、地場産物の積極的な活用、公会計に関しましては、給食費の透明性の向上やら、公平性の確保とか、そしてまた、安定した給食の提供、これに努めることに尽きるかと思っております。本課といたしましては、この安全安心な学校給食の提供に努めること

といたしておりますので特に工夫しているとか、新たに何か取り組むというようなことではないということで御理解いただきたいと思います。

○委員（野村和人君）

大事な部分だと思います。ここを、また推進を図っていただきたいというふうに思っております。次に、この保護者負担の額の統一について確認をさせていただきたく、令和4年度までの各センター、それから単独調理場の保護者負担額についてお知らせいただけないですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

令和4年度の学校給食費、保護者負担額について、まず、小学校のほうから、小学生の保護者負担額から申し上げますけれども、単独調理場である国分北小が4,250円、青葉小4,300円、国分小4,250円、向花小4,500円、国分南小4,300円、それからセンターのほうになりますけれども、国分南部給食センターが4,300円、溝辺給食センターが4,000円、横川給食センター4,200円、牧園給食センター4,200円、霧島給食センター4,200円、隼人給食センター4,300円、牧之原給食センター4,100円でございます。あと中学校のほうは、国分中5,000円、国分南中5,000円、舞鶴中4,850円、これはいずれも単独調理場になります。次、センターのほうは国分南部が5,000円、溝辺4,800円、横川4,950円、牧園4,950円、霧島が5,000円、隼人が5,000円、牧之原給食センターが4,850円。幼稚園につきましても申し上げますけれども、3センター、溝辺センターが3,300円、霧島が3,900円、隼人が4,000円というふうになっておりました。

○委員（野村和人君）

これを、小学校が4,400円、中学校が5,000円、3年生は4,800円、幼稚園については4,000円。全体を見ると、やはり値上げのように感じてしまうところが多いと思うんですけれども、上のラインで揃えられたようにも感じます。このところで、保護者負担額の歳出に対する根拠を教えてください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

保護者負担額の算出に当たりましては、まず、食材費、次年度の食材費ですね。各調理場ごとに、どれぐらいの食材費がかかるのかということを知る必要がございます。これまでは独立採算方式を、どこの調理場もとっておりまして、それぞれの調理場で、給食費というのを決めておりましたのでそこに差があったと思いますけれども、15調理場から全て、次年度の食材費必要見込額となるものをちょっと調査いたしまして、我々の学校給食課としてもこれまでの、値上がりの推移、物価上昇の推移とか、そういったものを見ましたところ、6億6,000万円から6億7,000万円程度かかるのではないかとということで、各調理場から上がった合計額でも、ほぼそれに近い金額でありましたので、ちょうど予算のほうでも見ております6億6,680万円ですかねを令和5年度の食材費の委託料のほうで予算措置をさせていただいております。これまで各調理場は独立採算方式と申しあげましたけれども、市が公会計化して、一括して徴収完了するとなったときに、どうしても国分隼人地区の米飯加工賃というのは、学校給食法第1条に照らし合わせたときに、これはもう調理コストなどという位置付けをいたしまして、国分隼人地区の米飯加工賃の相当額、ほかの給食センターでは普通に米を買って、炊飯をしていますけれども、その精米を購入する金額と御飯を購入する金額、その差額分、米飯加工賃分を4,200万円と見込みまして、こちらのほうにつきましては、市が負担をします。学校給食法第11条で、食材費のみ保護者負担ということで、先ほど申し上げた、小学校4,400円、それから中学校が5,000円、中3については4,800円、幼稚園については4,000円ということで、対象人数とかけまして、予算書の105ページで出ておりますけれども、学校給食費といたしまして、6億2,417万5,000円を保護者の負担として、歳入予算で措置をいたしたところでございます。

○教育部長（池田宏幸君）

はい、今回の給食費の設定に当たりまして、令和4年度の各調理場が徴収している給食費が、ざ

っくりですけれども約6億円ということでございました。それに、御承知のとおり令和4年度は、コロナの対策交付金の中で、3,500万円食材費の補助をいたしております。3,500万円して、そのあと100万円追加をいたしましたけれども、6億3,600万円、6億に3,600万円程度を足すというような状況でございました。今度は公会計化するわけですけれども、原則として給食は、口に入る材料、これについては、保護者、本人が負担する。食べるものは本人が負担する。作る経費、それから設備の経費、これについては市が負担をするということでございますので、材料費を徴収しなければならないということでございます。材料費を徴収するとなったときに、スーパーの中でちょっと考えていただければいいんですけれども、スーパーでは、生米ですね、米を売ってるところにレンジでチンする御飯が売っていますよね。同じようにですね。それと一緒に、国分隼人地区は炊き上がった御飯を買っていたわけですね。材料として。それ以外のところは生米を買って自分のところで炊いていたわけです。国分隼人の調理場には炊飯設備がありません。なので、新たに炊飯設備をつくるわけにはまいりませんので、かなりの経費がかかりますので、今までどおり、御飯を納めてもらうんですけれども、そこに御飯を買うのと米を買うのでは差がありますので、御飯を炊く経費の分について4,200万円市が負担するというようにいたしました。ですから、昨年と比較いたしますと、昨年は食材費として3,500万円補助を、3,600万円補助したわけですけれども、それよりも約20%上乗せをした額、4,200万円という金額を市が負担することになりますので、原則論に当てはめまして、また、食材料費を負担していただくということと、それから、負担軽減を図るという意味で、4,200万円の補助をいたしておりますので、昨年度以上に、各家庭の負担に対しては配慮しているというふうに考えているところでございます。

○委員（野村和人君）

一般質問のほうでもちょっとお話しさせてもらったようにですね、今の物価高騰によって、急激に上がっていかないようにというふうに心配しておりました。今回、米飯加工賃という名目があったというところもありまして、現実的には、少しの上昇で済んだのかなというふうには思っておりますが、ただ、この公会計に当たって、夏頃に口座振替の申込書なりを取っていらっしゃると思うんですけれども、その段階では、この金額については、どのように御説明されていて、今回、新年度からどのような説明で、今の金額を了承していこうと考えていらっしゃるのか確認をさせていただきます。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

昨年9月にこの公会計の条例を制定させていただきまして、10月から給食申込書をとるようにいたしましたけれども、その段階では、公会計に関しましては、来年度からの給食費の取扱いの変更点であったり、その徴収に関しての手續の仕方であったりとか、そういったことなど、詳細な説明書を一緒に加えて、申込書を提出していただくよう、保護者の方々にお願いをしております。その時点では給食費のことにつきましては触れていないところでございます。今回この予算が可決させていただきましたら、新年度になってしまいますけれど、4月の新学期になりましたら、早速、保護者の方々に、学校給食費等につきまして、お知らせのチラシを学校を通じて、全家庭にお配りいたしますと同時に、ホームページのほうでも、学校給食費につきましては、掲載して周知を図っていきたくて考えております。ただこれはあくまでもお知らせですので、学校を通じて行っておりますけれども、しっかりした額の納入額決定通知書、こちらにつきましては、全世帯に郵送をするようにいたしているところでございます。

○委員（野村和人君）

口座引き落とし等の書類のときには分かってなかったけれども、今回ということになっていきます。しっかりと丁寧な説明を求めたいと思います。お願いします。

○委員長（鈴木てるみ君）

12時になりましたが、まだ、学校給食課に対して質疑は残っていますか。たくさんありますか[「はい」という声あり]。じゃ、休憩をはさみます。その前に。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

先ほど野村委員からありました、国分中央高校の維持管理事業、空調機電気使用量の推移を申し上げます。令和3年度の決算で171万5,656円。171万5,656円。4年度は見込みになりますけれども、190万3,581円。18万7,000円ほど4年度のほうが増額となっております。

○委員長（鈴木てるみ君）

それでは、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時01分」

「再開 午後 0時58分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（前川原正人君）

学校給食の関係なんですが、先ほど、それぞれ各、小中学校、センター方式、そして自校方式、それぞれの料金をいただいたわけですが、新年度からは、大体小学校が4,400円、中学校は5,000円と。3年生については4,800円になるということで認識をしているわけですが、これは全て、自校に限らず、学校給食センターに限らず、同じ料金という理解でよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

ただいま委員がおっしゃったとおり、本市といたしましては、給食費を統一するというので、先ほど申し上げましたとおり、小学校4,400円、中学校5,000円。ただし中学校3年生につきましては4,800円。幼稚園4,000円で統一になります。

○委員（前川原正人君）

これは大体隼人町の給食費に合わせたような感じが、先ほど野村委員もおっしゃったんですが、これは算定の根拠というのが食材費だったりとか、様々要件を勘案をした結果が、このような金額になるというふうに認識をしていますけど、私が聞いた話では、向花小学校の自校方式の部分については、若干100円ほど上がるんじゃないかというようなこともお聞きしてるんでそれは、そういうことはないという認識でいいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

向花小につきましては、昨年度といたしますか、令和4年度当初、自校方式でしたので、4,100円から4,500円に、上がっておりましたけれども今度、4,400円に統一するというので、逆に100円下がるといことになります。

○委員（前川原正人君）

もう一つは公会計制度になるということであれば、学校の手間は省けるわけですよ。もう徴収義務がなくなるわけですから。ただ、1番の問題はこれはこれまで指摘をしてきたことですが、今までの滞納ですね。これをどうするのかと。全てがゼロになればいいんでしょうけど、これまでの私会計の部分については、私の会計の責任で徴収業務が進んでいくという理解でよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

そのとおりでございます。令和4年度以前につきましてはこれまでどおり、学校が徴収し、市のほうが協力して徴収していく形になります。

○委員（前川原正人君）

滞納額がどれぐらい、累計であるというふうに認識されていらっしゃるでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

令和4年度がまだ決算が出ておりませんので、令和3年度までの決算で申し上げますけれども、私会計における令和3年度以前分の未納額総額が5,499万4,487円となっております。

○委員（前川原正人君）

約5,500万円を過去に遡って徴収をしていくということになると、今度は時効の部分も出てきますよね。時効いわゆる、もう期限がもう切れている部分、そういうもの部分についてはもう、時効ということで、徴収しないという、そんな方法、そういうことだって考えられるわけですか。

○教育部長（池田宏幸君）

民法上の時効につきましては、時効を援用するということですので、基本的にはお支払いを求めるというスタンスでそれぞれ徴収を行ってまいります。ただし、相手方が時効の援用をしてほしいというようなことで、もし要望がある場合であれば、当然ながら時効の援用以前に、やはり給食をという利益を得てらっしゃるわけですから、その部分については、基本的に払ってもらいように、お話をしていくということですのでございます。

○委員（藤田直仁君）

今さらなんですけれども、この公会計化っていうのはどういうもので、これをすることで何が変わるのかというのを説明していただけませんか。

○教育部長（池田宏幸君）

給食費の徴収金の公会計化につきましては国のほうでも、公会計化を進めていくようにというように全国的に通知がなされているところでございます。まず公会計化する以前の私会計はそれぞれの調理場、学校ごとで徴収をして、徴収をした範囲の中で、給食を提供するというところから、先ほどの滞納の部分なんかで申しますと、滞納者が多ければ、食材費に充てられる金額がそこで少なくなってしまうという部分がございます。しかしながら公会計化をいたしますと、予算計上をいたしますので、全体としてプールした金額の中で、給食を提供するというところで、そういう意味での給食の安定性、質というものが保証されるということになってまいります。給食は子どもたちにとってやはり、体をつくっていくための大事なものですので、そういう意味で地域ごとの差が出てくるといけないということですので、今回、全市的に統一をして、質のそろったものを、良い給食を提供できるように努めてまいります。

○委員（藤田直仁君）

それでは納入方法について、もう少しちょっと詳しく聞かしてほしいんですが、33ページのポンチ絵を見ると、児童手当からの申出徴収と、それから口座振替、納付書という3パターンで納入するような形にはなっていますが、従来どおり現金の納入というのはできるんでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

ただいま委員がおっしゃられたように、口座振替、それから、児童手当からの天引き、現金納付というのが納付書による納付っていうのは、引き続き行ってまいりますので、この3パターンで考えているところでございます。金融機関であったり、それからコンビニ納付も可能にはなります。

○委員（藤田直仁君）

ということは学校では現金は預からないというスタンスでよろしいんでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

基本、給食費についてはもう現金のほうは、学校でも取り扱わないという、スタンスになります。

○委員（藤田直仁君）

今までもそうだったんでしょうけれども、支払いたいけれど、どうしても経済的な理由で支払われない方々、それから、補償するのが当然だといって、支払いを拒否する方も今までいらっしゃったと思うんですけれども、その人たちの分の対応として、ここには児童手当からの申出徴収って書いてますけども強制的にとるってことはできないんでしょうか。

○学校給食課主幹（野村 樹君）

児童手当からの徴収をする場合には、受給者からの申出というのが必須になりますので、強制的に取るということにはできないということになります。

○委員（藤田直仁君）

となるとですよ、今までどおり払わない人が出てくる可能性が十分考えられるんですけど、それについてはどのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

給食費につきましてはこれまでも未納というのが発生しておりましたけれども、当然払いたくても払えない方、そして経済的に余裕あるけれども払わない方などもいらっしゃいます。ただ経済的に困窮している方々につきましては、我々のほうといたしましては準要保護世帯の児童生徒の保護者に対しましては、就学援助として学校給食費の8割を補助しておりますので、そのような対応をとらせていただいているところでございます。

○教育部長（池田宏幸君）

滞納者の給食につきましてはまずその児童手当からの支払いというのを求めるわけですが、児童手当も口座振替でございますので、滞納があった場合には保健福祉部と連携をとって、まずその口座振替をせずに、窓口に来て児童手当をお渡しをするというような手段で、役所に来ていただく。来ていただいたときに、実は給食費がという御相談をして、これから引いていいですかというようなお勧めをしていきながら、滞納の削減に努めてまいります。

○委員（藤田直仁君）

それだと、なかなかいいんじゃないかなと思います。でないと先ほど部長が言われたように、安定した一定の金額を徴収することにはならん解決にならないんじゃないかなということ、疑問に思ってたもんですから、それができるのであれば、先ほど言ったように安定して、もう最初から児童数が何名だから何名分の給食費が賄えるというような試算が立つんだろうなというふうに思います。なかなか大変な問題でしょうけれどもぜひ鋭意に取り組んでいただければと思います。

○委員（野村和人君）

先ほど、学校教育課のほうでお聞きさせていただいた。先ほど話題にもありました準要保護児童生徒就学援助ということで給食費を捻出されるということで、これの分が会計上、雑収入で6億2,417万5,000円。ここの部分に、現実的には、入っていくものだろうというふうに思うんですが、確かに、先ほどの申出がないと、それが徴収できないというような話だったと思うんですけど数字上はというよろしかったという聞き方じゃちょっと難しいですかね、それでお願いします。

○学校給食課主幹（野村 樹君）

先ほど、就学援助のところ、こちらのほうから答弁をいたしましたけれども、就学援助費というのは、個人に対する補助金になります。ですので、市の予算から見れば、歳出予算になり、今、野村委員のおっしゃられた雑入のところにある金額というのが、歳入予算になります。結果的に、給食費相当として、就学援助の中から、個人はお支払いしたお金を市のほうに納めていただくという形になるということはある得ると思いますけれども、部長がお話したように、右のポケットから左のポケットにお金を入れると、そういうお話ではないということになります。

○委員（野村和人君）

児童手当でもあるように申出徴収という形であればとれるということで、申出はもらう形になってるのでしょうか。これまでもでしようけども、その申出をほぼいただいているということによろしいか。

○学校給食課主幹（野村 樹君）

就学援助費についてということによろしいでしょうか。就学援助費につきましては、申請をいた

だく段階で、滞納があった場合に、就学援助費を給食費のほうに充てることに同意しますということで、同意をいただいております。

○委員（野村和人君）

あと、今回の公会計化でそれぞれの私会計のほうを閉じるということになるかと思うんですけども、これまでは来年度に当たり食材購入も含めて、繰越金を多少は残していたかと思うんですけども、今年度末でその繰越しを少しでも少なく設定されて、この私会計を閉じる方向性になっているのか確認をさせてください。

○学校給食課主幹（野村 樹君）

現在の私会計につきましては、令和4年度分の給食費が残っている限り、閉じることはできないんじゃないかというふうに考えております。ただ、それとは別に、今委員のほうからお話がありましたとおり、令和4年度の剰余金、繰越金がある場合、それから、令和4年度以前の未納金がある場合、この二つのうちどちらかに該当する場合には、令和4年度の終了をもって直ちに、私会計を閉じるということにはならないというふうに理解しております。

○委員（野村和人君）

そちらの決算報告については今後どのような方向性で考えていらっしゃるのか。

○学校給食課主幹（野村 樹君）

今までどおり、各調理場にある運営委員会が当該給食事業会計の決算を見るという形になります。

○委員（前川原正人君）

先ほどの給食費の関係ですが、向花小については100円下がるんだということでおっしゃったんですけど、ほかの周辺の部分の小学校で言うと、大体100円から300円値上げになるわけですよ。だから料金形態については様々議論もあったと思うんですけど、例えば従来のまま、全部まばらな給食費用、均一するわけですので、上がる場所があったり、下がる場所があったりするの、当然なんですけど、この幅をもっと縮めることはできなかったんですか、そういう議論はなかったんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

給食費につきましては先ほど、午前中にもお話ししましたとおり、食材料費、つまり口に入るものですね。食材料費についてはそれぞれが御負担をいただくというのが大原則でございますので、今回の給食費の給付費を決定するに当たりまして、まず条件をそろえて、つまり御飯を買っているのか、米を買っているのかということですね。その条件をそろえて、その上で食材料費が、令和5年度に幾らかかるのかということ積算して、その上で、御負担していただく金額を決めるということでやっておりますので、現在の給食費に対して、安いとか高いとかいうようなところは最後の部分で、どの程度までなら容認されるかという話をいたしましたけれども、あくまで給食費というのはそういう原則に立って決定をしたところでございます。

○委員（前川原正人君）

議論の過程は、私たちは知らないわけです。もう数字でしか見れないので。ただ、上がる場所下がる場所、当然100円ないし300円の幅があったり、中学校によっては200円だったり50円だったり、ばらつきあるわけですね。これは統一化されて、公会計になることに対して異論はないんですけど、今度はその周知の在り方ですね。こういうふうに決まりましたというふうにならざるを得ないんでしょうけど、入学説明会だったり新年度が始まってからの、やはりそういう説明等も、説明責任上問われてくると思うんですけど、それについては、学校の中で、しっかりと説明していくという理解でよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今委員がおっしゃったとおりでございます。先ほど午前中も答弁いたしましたけれども、新学期

がスタートしたと同時に、保護者あてのお知らせのチラシを全世帯に学校を通じてお配りするとともに、ホームページ等でも周知を図り、そして、最終的には、納入額決定通知書、こちらを保護者、納入義務者の方々に、直接郵送いたしますので、しっかりとそこで説明を果たしていきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

学校給食センターの運営方針についてなんですが、今後の方針、特に、国分地区の5小学校及び3中学校の単独調理場のここらについては、将来的にこのままでいかれるのか、それとも、センター方式に移行されていくつもりがあるのかその辺の方針を、考えてらっしゃいますところを教えてください。

○教育部長（池田宏幸君）

学校給食調理場につきましては、まず国のほうがウェット方式とドライ方式というのがございまして、ウェット方式床に水が撒かれるような調理場、そういうものについてはもう今後は整備してはいけないということでドライ方式を求められております。つまり回転釜から移すときなんかも全部その残渣が下に落ちないようにというように形で完全に物が下に落ちないようにという状況であります。そういう調理場になってないところは、単独調理上で言いますと、国分中学校と、国分小学校2か所がウェット式で残っています。センターで言いますと、牧園の調理場と横川の調理場がウェット方式になっております。なので、センター方式については、横川を溝辺に、それから牧園を霧島に統合することで、このウェット方式の解消を図ることができますので、今はこれに取り組んでいると。その次の段階で、国分地区の単独調理場の中のウェット方式のところをどうしていくかということを考えてまいりたいというふうに考えています。

○委員（木野田誠君）

そうしますと厳しいの給食センターに4,000幾らかの予算が組んでありましたが、これはさ、今部長のほうから話ありました。牧園を霧島にというのはこの一環ということで考えてよろしいんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

はい、そのとおりです。

○委員（木野田誠君）

部長の答弁で米飯加工賃4,200万円。これは出来あがった御飯を買うお金ですか。

○教育部長（池田宏幸君）

条件の統一というお話をいたしました。国分単人以外は、給食調理場に御飯を炊く設備がありません。なので米を買って炊けるのですけれども、国分単人は炊き上がった御飯を買っています。これまでは、それぞれの調理場で条件がそろってさえすればよかったですので、みんな平等だったわけですね会計として。ただ、全部まとめると、御飯を買うのと米を買うのでは、差があります。米を買ったところは、調理米を炊くための調理員の人件費、御飯を炊く設備、御飯を炊くための光熱水費、こういうものを全部市が払ってるわけですね。それと同じ条件にするために、今後、米を買って御飯を炊く手間賃については補助をしましょうということにしたということでございます。

○委員（木野田誠君）

米を買って御飯を炊く手間賃、いわゆる加工賃ということですね。要はこの米に関して、霧島市産の米を使ってほしいということ、前もしたことはあるんですけども、そうすると、今4,200万円は米を買う金じゃないわけですよ。ですから、そこら辺は統一して霧島産の米を買うってことは、加治木、始良のなんとかという給食関係の名前忘れましたが、ありますけれども、その辺の兼ね合いがあったり何やかやで、やっぱり統一して、霧島産の米を使うということは今のところやっぱり難しいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

米につきましては県の学校給食会のほうが、経済連なんかと協議をいたしまして、価格設定とかしておりますけれども、県内全ての学校がそういった米は、県の学校給食会を通じて、購入いたしているところがございます、ただその米の品種につきましては、あきほなみを使用しておりますので、当然霧島市産の米もその中には含まれております。ただ、全てを霧島市産でということには難しいのではないかなというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

以前ですれ越口さんが、教育部長してるときに、霧島産の米をということで話しました教育部のほうもいいですよということがありまして、JAに始良に行きまして話したら、やりましょうよっていう話ありましたが、結局ネックになったのはこの学校給食会がネックになって、米がパルライスから来てるっていうのを分かったんですけども、そこはネックになりました。何とかこの方法ができないかなというふうに、今後も研究していきたいと思っておりますけど、考えてください。

○副委員長（久木田大和君）

数点確認をさせてください。まず、この徴収した金額というのは、その人数ごとに、各給食センター若しくは学校に割り振られて、食材費として活用されるという認識でよろしいでしょうか。

○学校給食課主幹（野村 樹君）

徴収しました給食費につきましては、人数ごとに、生徒とか教職員とか、喫食者数が各調理場で違いますので、それに応じた額を、各調理場のほうに配分をするという形になります。

○副委員長（久木田大和君）

ということは、各調理場で、現在のところは、値段が異なっていて、それぞれで、決算を出していたかと思うんですけども、そのばらつきについては、かかる費用は、それぞればらついていても、調理場ごとに人数ごとに割り振られるという認識で間違いはないということですね。

○教育部長（池田宏幸君）

まず、調理場ごとに今2,000人分つくる調理長と、数百人しかつからない調理場。あるいは、自己方式だと、200人300人分しかつからない調理場あります。そういう中で当然ながら、スケールメリットが働いておりますので、たくさん買うと、やっぱり材料が安く入ってきたりとかいう部分もございまして、全ての1人当たりの金額をそろえて1人当たり1食幾らという渡し方はできないというふうに考えております。今この集める金額は、全ての調理場で、今と同等の給食を提供したときに必要な金額を全部プールをして、その中で、スケールメリットとかそういうものを省いた上で、そういうものをスケールメリットによって安くなる場所もありますし安くない場所もありますので、それを同一金額で渡すと給食の質に差が出てきますので、給食の質が同じになるように、全体をプールして分配をするというようなことを考えております。

○副委員長（久木田大和君）

それから、現在だと、給食費の金額というのが、給食センターのほうしか把握をしないんですが、学校給食の規則か何かで値段が決められているというか、明記がされているかと思うんですけども、今後のこの4,400円だったり5,000円とかっていう金額というのは、規則かどこかに定められるものなんでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

公会計に関しましては、9月議会で条例制定いたしましたけども、全て、ほとんどの項目につきまして、規則委任しておりますので、現在その規則を整備して、4月から施行するように準備を進めているところでございます。

○副委員長（久木田大和君）

規則に定めた後、料金の食材費の変動等によって値上げ若しくは値下げ等が発生した場合の変更

とかっていうのは、現在は、運営協議会っていうんすかね、かどこかで話し合いをされて、そのあと、その上位段階のところで決定をされるかと思うんですけど、その流れについてはどのようになっているのかお示してください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

この学校給食費を決める中でいろいろ議論いたしましたけれども、原則、学校給食費につきましては、3年ごとの見直しをするということでございます。ですので、令和5年度、6年度7年度は、この金額でいきますけれども、当然また、その後の経済情勢であったり、物価の上昇率などを勘案いたしまして、見直しを行い、見直しの結果、改定が必要であれば、規則の改正で料金の改定をしていくことになろうかと思えます。

○委員長（鈴木てるみ君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時29分」

「再 開 午後 1時32分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育総務課、図書館、メディアセンターを一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○社会教育課長（福永清美君）

社会教育課に関する令和5年度一般会計予算について、説明します。予算に関する説明書の242～243ページ、予算説明資料の14ページをお開きください。（項）6社会教育費、（目）1社会教育総務費は1億4,026万7,000円を計上しています。主な事業として、青少年育成センター運営事業に811万円、社会教育委員会運営事業に44万1,000円、社会教育指導員配置事業に2,015万6,000円です。青少年育成センター指導員、社会教育委員、会計年度任用職員の報酬のほか、それぞれの事業に要する事務経費などを計上しています。財源は、ふるさときばいやんせ基金繰入金など32万7,000円を充当しています。予算に関する説明書の242～245ページ、予算説明資料の15ページを御覧ください。

（目）2社会教育振興費は、941万5,000円を計上しています。主な事業として、本市の豊かな地域資源を活用した様々な体験活動や高等教育機関と連携した科学体験活動、また、国際性豊かな青少年の育成を図るための青少年海外派遣事業などを行うきりしまっ子立志育成事業の実施に要する経費409万5,000円、日韓親善子供大使実行委員会活動支援事業に165万円、家庭教育総合支援事業に150万5,000円、人権教育総合支援事業に53万6,000円を計上しています。財源は、国際交流基金繰入金や各種事業の参加者負担金など626万3,000円を充当しています。予算に関する説明書の244～245ページ、予算説明資料の16ページをお開きください。（目）3社会教育施設費は、7,832万6,000円を計上しています。主な事業として、いきいき国分交流センター、サン・あもり、溝辺コミュニティセンター、天降川地区共同利用施設の指定管理料などのほか、サン・あもりの空調機購入費、各施設の維持管理に要する経費などを計上しています。財源は、いきいき国分交流センター温泉分湯売払収入61万4,000円、溝辺青少年の家使用料14万9,000円を充当しています。予算に関する説明書の244～247ページ、予算説明資料の17ページを御覧ください。（目）4公民館費は、3億5,421万6,000円を計上しています。主な事業として、各地区公民館管理運営事業に、霧島公民館の移転先である霧島保健福祉センターの改修工事や永水地区公民館耐震診断業務委託、高千穂地区公民館空調機購入などのほか、市立公民館等の維持管理に要する経費3億4,389万4,000円、公民館定期講座開設事業に977万6,000円を計上しています。財源は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金58万6,000円、過疎対策事業債1億8,340万円、公民館使用料・公民館定期講座受講料など1,590万7,000円を充当しています。予算に関する説明書の246～247ページをお開きください。（目）5郷土館費は、郷土館等の

管理運営、企画展や体験学習開催に関する経費として、郷土館等管理運営事業に1,583万6,000円を計上しています。財源は、入館料や体験学習の参加料など49万1,000円を充当しています。予算に関する説明書の248～249ページ、予算説明資料の18ページをお開きください。(目)7文化財保護費は、4,484万9,000円を計上しています。主な事業として、文化財整備事業に、指定文化財をはじめとする文化財の修復、整備、養生などに要する経費として2,170万5,000円、埋蔵文化財発掘調査事業に、公共事業や民間の開発事業によって行う発掘調査に要する経費として1,222万7,000円を計上しています。財源は、書籍売払代金、体験学習参加料、発掘調査民間事業者負担分、ふるさとさきばいあんせ基金繰入金など2,979万7,000円を充当しています。以上で説明を終わります。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

国分図書館に関する令和5年度一般会計予算について、説明します。予算に関する説明書の248～251ページ、予算説明資料の19ページを御覧ください。(目)8図書館費は、1億2,508万円を計上しています。主な事業として、図書館運営事業は、図書資料の収集、貸出等をはじめ、利便性の高い図書館サービスを提供するための運営費や、施設管理に要する経費等として6,612万1,000円を計上しています。財源は、ふるさとさきばいあんせ基金繰入金30万円のほか、コピー代等5万3,000円を充当しています。移動図書館運営事業は、3台の移動図書館車の運行に要する経費として514万1,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。図書館読書推進事業は、本と出会うきっかけづくりのために、読書まつりなどのイベントをはじめ、おはなし会や乳幼児のためのブックスタートを実施する経費のほか、読書活動を通じた学習に繋げる児童向け教室などの開催に要する経費として、57万円を計上しています。財源は、全額一般財源です。続きまして、メディアセンターに関する令和5年度一般会計予算について、説明します。予算に関する説明書の250～251ページ、予算説明資料の20ページをお開きください。(目)9メディアセンター費は、2,283万3,000円を計上しています。主な事業として、学校間ネットワーク管理運営事業は、学校と教育委員会を結ぶネットワークの維持管理などに要する経費として684万6,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。メディアセンター管理運営事業は、パソコンやネットワーク、視聴覚機器等の修繕や保守点検等に要する経費として1,136万8,000円を計上しています。財源は、全額一般財源です。メディアセンター研修事業は、市民を対象としたパソコンやタブレット、ビデオカメラ等の活用に関する講座の開催経費のほか、教育関係者を対象としたプログラミング等の教育の情報化や情報管理、情報モラル等の研修・講座に係る経費など、420万1,000円を計上しています。財源は、各種講座受講料13万1,000円を充当しています。以上で説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず、社会教育課への質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の14ページの1番下の段になります。社会教育指導員配置事業、こちらのほうで、目的のほうに、特定分野について指導、助言及び社会教育関係団体の育成のため、社会教育指導員を配置するというふうに書かれてはいるんですが、何名体制でされるのかお示してください。

○社会教育課長（福永清美君）

社会教育課の事務所に4人の社会教育指導員を配置しております。加えまして、国分隼人以外の、それぞれの支所のほうに、社会教育コーディネーターという会計年度任用職員になりますけれども、そちらの職員の方を配置しています。

○委員（川窪幸治君）

勤務日数などはどのようになっていますか。

○社会教育課長（福永清美君）

土日祝日以外の勤務になっております。

○委員（川窪幸治君）

この指導員の資格、例えば教職員免許が必要であるとかとかいうようなその辺のところはどうですか。

○社会教育課長（福永清美君）

現状といたしましては、採用のハローワークのほうに募集をかける際には、一応、特に、経歴、資格っていうのは設けてないんですけど、できれば、教員経験者であったり、若しくは社会教育主事のほうお持ちの方は、なお望ましいという形で募集をかけているところです。

○委員（野村和人君）

18ページの文化財整備事業について、ここで霧島文芸民芸村修繕と、霧島神宮等の事業が新たに出てきていると思うんですが、こちらについて御説明いただきたい。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

こちらは、文化財の整備事業の負担金補助及び交付金になるのですが、まず、霧島民芸村修繕事業のほうから御説明いたします。霧島民芸村は、昭和15年につくられた、県内で最大級の木造建築でありまして、今、県の有形文化財のほうに指定されております。こちらの雨漏り対策、あと、外壁、内壁の破損状況状況が身請けられるところの修繕ということになっております。霧島神宮の防火防犯設備整備事業のほうですけれども、こちらは、霧島神宮のほうで、今回国宝のほうになったわけですけれども、それに伴いまして、国宝となった社殿のほうの、防火火防犯、具体的に申しますと、危険木の伐採になるのですが、皆様の霧島神宮に行かれますと、背の高い木がうそと茂っているという状況があると思いますけれども、そちらのほうで、台風等で倒れてきますと、国宝になりました社殿等に被害が及ぶという可能性があるということで危険木のほうを伐採する事業に対しての補助金ということになります。

○委員（野村和人君）

とても重要な文化財の保護なので大切にしていきたいと思うんですが、財源が、それぞれの書籍販売やら、きばいやんせ基金ということなんですけれども、何らか、国庫補助、補助的な事業であったような気もするんですが、その辺が活用ができなかったのか。御検討いただいたのか、教えてください。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

補助のほうは出まして、霧島民芸村のほうは、県の指定の文化財でございますので、県の補助のほうも出るところです。霧島神宮のほうも、国のほうのこの補償は出る予定になっております。

○委員（野村和人君）

どのぐらいの割合とかありますか。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

霧島民芸村のほうからお答えいたします。こちらは、所有者が営利事業者の方でございますので、事業費の2分の1を事業者の方が負担をされる。その残りの2分の1を県のほうが、市のほうが半分ということで、総事業費の4分の1以内で予算に定める額ということになっております。霧島神宮の防火防犯設備事業のほうについてお答えいたします。こちらは、国庫補助ですので国からの補助がございまして、国からの補助が出た残りの2分の1以内で予算に定める額というのが市の補助額になっております。ただ現在まだちょっと国のほうの内示が確実に出ておりませんで、補助のパーセントがまだ確定していないところがあるところです。国の補助が出た後の2分の1以内の額ということになっております。

○委員（木野田誠君）

これ負担金補助及び交付金を、三つの文化財整備事業、この三つの合計が1,800万円という見方で

いいんですか。[「はい」と言う声あり] そうすると今この1,800万円というのは、国の補助が決まってないということですから、市財1,800万円ですか。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

こちらの1,812万5,000円、こちらのほうが、市のほうからこの三つの事業に出すものです。

○教育部長（池田宏幸君）

この1,812万5,000円というのは、市が事業者に対して交付をする額ですけれども、この中には、国から入ってくるお金、それから県から入ってくるお金が、市を経由いたしますので、この中に含まれております[訂正発言あり]。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

すみません訂正訂正させていただきます。これは市のほうから出るお金でして、国のほう、県のほうからの補助金というのは、それ、それぞれ別に、事業者のほうに入ります。

○委員（木野田誠君）

具体的にお伺いしますけども、民芸村農修繕事業補助金、これは確定はしてるわけですよ。霧島神宮の木を切る予算は、国のほうの予算が見送りになったちゅうか、今のところ決まってないというふうに聞いてるんですけども、そこは、決まってるんですか。決まってないんですか。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

霧島神宮の危険木伐採の事業につきましては、補助は出るということで、国のヒアリングのほうは受けております。金額がまだはっきりとは出てないところです。

○委員（木野田誠君）

この民芸村の修繕事業、これはもう金額が決まってるということで、この金額をお示し願いたいのと、この霧島神宮の伐採に関しては、2分の1を市が出すということですから、今の段階では金額は、決まってるんですか決まってないんですか。決まっていれば金額を示してほしい。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

民芸村の事業費についてお答えいたします。こちらが総事業費108万6,000円ということでございます。うち、ほぼ4分の1ということで市の補助が27万1,000円になっております。霧島神宮防火防犯整備事業のほうは、総事業費が、3,530万円と見込んでおりますので、市の補助が588万3,000円になっております。

○委員（木野田誠君）

市のほうは確定ちゅうことでいいんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

先ほどグループ長が申しましたとおり、国庫補助の金額の2分の1以内ということですので、予算としては588万円取りあえず、見込みで計上しておりますけれども、国庫補助の金額が決まりましたから、正確な金額は計算をするということになっています。

○委員（野村和人君）

今のところで、霧島神宮の伐採等の総事業費が3,500万円ということでしたけども、それがほぼほぼ伐採事業であれば、相当な木がなくなるように感じるんですけども、その辺の霧島神宮との協議はどういう経緯だったのか、教えてください。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

危険木の伐採のほうなんですけども、霧島神宮と防犯関係の専門の方と、協議をされまして、倒れたときに、どの範囲ぐらいまでが危険であるかということも勘案した上で、本数等、どの木を伐採したほうがいいかっていうようなふうな、協議をなされた上で、見積りというのが出ております。

○教育部長（池田宏幸君）

文化財の関係につきましては計画をつくるのは全て所有者でございます。原則として。なので、

霧島神宮側で支障木がどこにあって、どれを切るということを計画されて、その上で、文化庁や市、県と協議をされて、金額が決まるというようなことになってます。

○委員（野村和人君）

あの景観もすごくいいなと思ってるので、その辺を大事にお願いいたします。

○委員（木野田誠君）

この伐採事業で3,530万円が総事業費、これを3530万円を国が出すとは限らないわけですね。2分の1ですね。それで、市が4分の1、事業者4分の1。はい、分かりました。

○委員（前川原正人君）

15ページのきりしまっ子立志育成事業ですけど、コロナ禍がこれまであって、なかなか前に進めなかったということもあったんですけど、新年度の予算では大体何名ぐらいを、予定をされていらっしゃるんですか。

○社会教育課主幹兼社会教育グループ長（蔵元賢一君）

きりしまっ子立志育成事業でございます。委員のおっしゃるとおり、なかなか、コロナ禍で、事業が思ったようにはできない部分もあるんですけども、今年度、定員を30名としまして今見込んでいます。きりしまっ子立志育成事業の中の体験事業という形で申し上げたところでございます。それ以外にも、第一工業工科大学との科学体験であったり、海外青年国際協力隊の事業等もありますので、その部分を含めての事業費でございます。

○委員（前川原正人君）

もう1点は下の日韓親善子供大使の実行委員会、これも、上記の事業と同じように、なかなかできなかつたという側面があるんですけどもこれも、何名ほど予定をされていらっしゃるんですか。

○社会教育課主幹兼社会教育グループ長（蔵元賢一君）

今、日韓親善交流事業でございます。こちらのほうもここ3年間、事業ができてございません。令和5年度につきましては、10名以内ということで、こちらのほうの予算を見込んでございます。

○委員（前川原正人君）

どうしても自己負担が発生をするわけですけども、大体1人当たり、これはあくまでも、自己負担とは別の部分での165万円の補助になるんですが、大体1人当たりどれぐらいの予算を考えていらっしゃるんですか。旅費になりますけど。

○社会教育課主幹兼社会教育グループ長（蔵元賢一君）

自己負担分でございますけれども、今行程を2泊3日で計画してございます。燃料サーチャージ等も気にはなるんですけども、現在のところは参加費2万5,000円ということで計画してございます。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の18ページの真ん中の埋蔵文化財発掘調査事業というのがあるんですけども、この事業のほうで、発掘調査民間事業者負担ということで書いてあるんですけど、霧島市の中に埋蔵文化財の発掘作業を今してるところがあるということでいいんでしょうか。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

こちらの民間負担分の発掘調査の委託料なんですけれども、今のところこの事業費を使用する民間の土木工事の発掘工事は予定されてはいないんですが、これは緊急に発掘調査を行う必要が生じた場合のために、毎年計上しているものになります。

○委員（川窪幸治君）

現在はないと。これ緊急ということは、どこかが工事するとか。そこでまた何からしいものが出てきたというときのために使用するための、予算計上だということですかね。

○教育部長（池田宏幸君）

埋蔵文化財の発掘事業については、例えば民間事業者が、宅地造成をして、住宅地をつくるというような場合なんかでも、埋蔵文化財を調査することが、事業者には義務づけられております。ただ、事業者は直接自分ではなかなかそういうことはできないので、市に対してやってくださいというふうをお願いをしていきます。そのときに、事業者の方々の求めに応じて、こちらがするためには予算計上していないとできませんので、見込み計上していると。その分について、同額で歳入も計上しているというようなところでございます。

○副委員長（久木田大和君）

直営事業のほうが、昨年度は12万円だったものが今回550万円程度になっているという理由についてもお示してください。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

直営のほうですね。こちらと同じく、民間であれ公共であれ、確認の調査、試掘調査等が生じたときに、直接市のほうで発掘調査をする場合がありますので、そのために、予算を計上しているものでございます。あと、500万円増えているところがありますがこれは、以前令和2年度に行われました、発掘調査の報告書のほうを、今度令和5年度に作成するための委託料のほうを計上しているところでありまして。

○委員（木野田誠君）

郷土館等管理運営事業についてお伺いしますけれども、この予算が1,583万6,000円。この予算を消化する予定の郷土館あるいは民俗資料館は、主にどこですか。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

こちら郷土館費のほうは、市内の五つ館があるんですけども、国分郷土館、横川郷土館、霧島歴史民俗資料館、隼人歴史民俗資料館、隼人塚史跡館になります。

○委員（木野田誠君）

いやそれは分かるんですよ。これ、1,500万円を主に使ってるのはどこの資料館ですかってことです。はっきり言って霧島の資料館はこういうお金を使ってるような資料館じゃない。ですから、要は私が言いたいのはこんだけの費用を使ってるんだったら前から話が出てる資料館、郷土館をもうそろそろ統一してもいいんじゃないですかっていうことなんですけど、そこら辺の方向性っていうのは、今どのように、この前から議論がありましたけれども、どのように考えていらっしゃるかそこをお伺いしたい。

○教育部長（池田宏幸君）

郷土館の整理統合につきましては、御指摘のとおり、以前、統合すべきという提言もいただいているところでございまして、統合に向けて、現在、それぞれが収蔵している、いわゆる歴史資料と、それから民俗資料、農具なんかをそれぞれの資料館が持っていたりしますので、そういうものがどんなものがあるのか。それから、お預かりしているものだったり、所有しているものであったりとか、様々ございますので、そういう整理を今いたしております。それと、当然まとめたときにどれぐらいの広さのものが必要なのか、どういう機能を持たせるべきなのかというような検討も進めているところでございまして、具体的にまだどの場所にどれぐらいの広さで、どんなものというところまでは至っていないというところでございます。

○委員（木野田誠君）

五つありまして、非常に無駄があるようなところもあるわけですから、なるべく早く、方向性を示していただきたいというふうにお願いします。

○委員（前島広紀君）

説明資料の18ページの、文化財保護啓発事業の1番下のところ、これ十八日の午と読むのですかね。十八日の午保存会補助金っていうのは恐らく初午祭の活動、観光のところで聞いたらこっちで

聞いてくれということだったんで、そのお金を見ると、249ページに、218万円って書いてあるんですが、この内容について説明してください。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

十八日の午保存会への補助金なんですけれども、これがほとんど初午祭に出場される馬のほうを保有育成していらっしゃる馬主のほうに奨励費ということで、出しているものになります。

○委員（前島広紀君）

馬は何頭いますか。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

大きな普通の馬が6頭とポニーが5頭、霧島市内で合計11頭ということになっております。

○委員（有村隆志君）

説明資料の16ページのいきいき国分交流センター、すごく内容が充実している施設なんですけど、行ったときに、何か駐車場が少し少ないような気がするんですけどそこら辺は、これって今後整備する考えはないのかな。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

いきいき国分交流センターの駐車場につきましては建物の前、あと後ろ、あと少し離れまして、また、第2駐車場という駐車場がまたもう一つあります。今のところ、新しく整備する予定はございません。

○委員（有村隆志君）

サンもありなんですけども、委託料だけがほとんどで備品購入も入ってるんですけど、この辺の施設も少し傷んできてるな気もするんですけども、計画が、あると思うんですけども今後の予定はありますか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

サンもありにつきましては、体育館の修繕等も、今年度は、計画をしているところです。

○委員（有村隆志君）

どうか、各施設についてもしっかり目配りをさせていただきたいと思います。せっかくなので、どうかよろしくお願いします。

○委員（前川原正人君）

17ページの郷土館等の管理運営事業ですけれど、これは人件費だったり、手当等旅費なども含まれているわけなんですけれど、以前、このスキルを持った職員の方が自分で、様々、文献を調査して、そして報告書をつくったりとか、本人が1人でやっている部分があったわけですね。本来であれば、共有財産である、共同のそういう文化財的なものに対しては、当然行政が責任を持って調査費等も面倒を見ていく、対応していくというのは、一義的な問題だと思うんですけど、この今回の1,583万6,000円の中に、そういうこの個人的な部分じゃなくて、ちゃんとした、行政としてのそういう調査費だったり、個人がもし辞めた場合に、持って帰るといことがないような、そういうような対応の予算の内容となっているんですか。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

こちらの中には調査費といったものは、含まれてはいないところです。

○委員（前川原正人君）

私は何が言いたいかというと今までの間にも合併をしてもう18年目に入るわけなんですけど、自分で調査をされていらっしゃるわけですよ。霧島市内全体、全部が全部じゃないですけど、そういうところに対して、自分で文献を開き、いろいろ調査をされてまとめられている方もいらっしゃるんですね。ですからもしその人がずっと継続的にずっといらっしゃるんであれば、何ら問題ないんですけど、1人の方が、自費を使ってやられている部分があります。ですからそういうところは本

来であれば、市民全体の財産ですので、個人の負担ではなくて、行政がしっかりと対応をする、予算等については、しっかりと対応をするべき性格のもんだと思いますのでそこは改善をしていただきたいということを述べておきたいと思います。

○教育部長（池田宏幸君）

御指摘があったことについて、二つの側面があるというふうに考えております。まずは、郷土館等にお勤めになりながら、勤務時間中に、お調べになったりとか、あるいは文書をまとめられたりとかされた、この部分については、全て市に残るべきものであるというふうに考えます。ただ、休日に、歴史愛好家としてそういったことについては、それは個人の財産であろうかと思っておりますので、少なくとも勤務時間中に、文献を使ったり、あるいはインターネットであつたりとか、そういうものを調べられて、まとめられたものは、市の財産として残っていくというふうに考えています。

○委員長（鈴木てるみ君）

図書館メディアセンターへの質疑をいたします。

○委員（有村隆志君）

ちょっと先走りしてしまいました。すいません。この中で、金額を見たときに、6,612万1,000円ということで計上があるんですけど、ただ本を買うお金が1,250万円ということで、仕方がない部分かもしれないんですが、これを各隼人だったり、国分だったり、それから高千穂とか、それから、今、高千穂じゃなくて、牧園総合支所のほうに来てはいますけども、それを割り振った時に少ないような気がするんですが、この1,250万円について、どのようなお考えでこの額になったのか。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

この1,250万円につきまして、まずその内訳でございますが、図書購入費用としまして、1,100万円。普通の消耗品図書、そのうちの消耗品図書が1,050万円。5,000円以上の、ちょっと高価な本、備品図書でございますが、これに50万円。新聞につきましてが70万円。雑誌等に、雑誌等が約50種類ほどございますがこれに80万円。合計で1,250万円という金額になっております。金額につきましては、毎年この金額内で各司書のほうがいろいろ本の選定をいたしまして、図書の購入を行っているところでございます。

○委員（有村隆志君）

なぜこのことを、ちょっと私もよく図書館を。そんなに読んでるわけじゃないんですけど、本を見て回ったときに、少し感覚的に、科学の本だったり、それから、その専門書の本だったりしたときが、少し、もうかなり前の部分かなあという気がするときにございますので、そういった部分のほかは結構、昔は結構充実、本の中身としてはすごく充実してたのかなあと、10年前ぐらいにこんな本があったんだなというのはすごく感動しますが、要は、その部分を踏まえて、少し実態に合わせて、ちょっと買う規格を少し設定して、前こうだったからというんじゃないで、やはり読んでいただく市民の皆様のことを考えて、少しその充実を図っていただければという趣旨で、今聴かせていただきました。

○教育部長（池田宏幸君）

図書館につきましては、令和4年度の予算の中で、令和4年度に図書館システムの更新をさせていただいております。24日からは、国分図書館で使っている図書カードで全ての図書館・図書室で本を借りることができるようになります。つまり、今持っている蔵書が一つのデータベースになって、その中から本を選ぶことができるようになりますので、これまではそれぞれ今議員がおっしゃったように、各図書館・図書室に割り振って、同じ図書をたくさん買ったりとかですね、そういうものもあったわけですけども、これからはトータルとしての図書管理ができますので、そういう意味で、これまで以上に効率的な図書の購入ができるというふうに考えておりますので、システムが整備されたことで、図書の整備も効率的に、かつ、効果的になっていくものというふうに考えて

おります。

○委員（有村隆志君）

分かりました。そういう、今から増えるだろうということですので、ぜひ、買うときに、そういった新たなところの視点を、市民目線の、どういう、読んだらいいか、そういうアンケートをとりながらでもいいので、ぜひ充実を期待しています。

○委員（前川原正人君）

図書館の関係ですが、以前も言わせていただいたんですけど、今後は、一つの霧島市が一つの図書館で全てが網羅できるということになりますけど、これまで、図書カードを発行してますよね、国分の場合。それはそのまま使えるという認識でよろしいんですか。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

これまで、国分と隼人が同じシステムでございました。国分隼人のカードを持っていらっしゃる方はそのまま使えます。で、ほかの、溝辺、横川、牧園、霧島、福山、ほかの5図書室のそこ独自のカードを持っていらっしゃる方につきましては、1回だけ新しい今度のシステムのカードに更新をしていただくと。そうすると、もう1枚のカードで、全ての図書館・図書室を利用できるようになります。

○委員（前川原正人君）

今、私、入れてるんですけど、これはそのまま使えます。この霧島市国分図書館利用カード、これはもうそのまま使えるということですよ。今度は、例えば私、福山町、牧之原に住んでいますから、公民館に借りに行くわけですよ。そうすると、これは使えないわけです。今後は使えるけど、新たなカードをまた発給するということになるんですか。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

今のそのカードは使えます。

○委員（前川原正人君）

今のこのカードは使えるというのは分かっています。例えば今、ここの国分に行っても使えますよ。隼人に行っても使えますよ。ほかのこれが使えなかったところは、新たにどうするんですかということです。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

はい、先ほど申しあげましたように、すいません、五つの図書室のカードの方につきましては、そのカードだけは、この新しいシステムのカードに作り直していただく必要がございます。

○国分図書館主幹兼管理図書グループ長兼メディアセンター管理グループ長（飛松圭子君）

ちょっと補足いたします。そのカードで福山に行かれてもそのまま使えます。溝辺に行かれても牧園に行かれても使えます。カードがですね、今、霧島市の市章が入った、プラスチックカードには変わっておりますけれども、旧のデザインのものもそのまま使えますので、図書室のカードしかお持ちでなかった方だけが、一度そのプラスチックカードのほうを更新が必要ということになります。

○委員（藤田直仁君）

関連です。すごく画期的な仕組みだなというふうには思うんですが、確認で、貸出しと返却についてです。さっき言ったように、国分にはないけれども隼人にあったと。これをもうインターネットの予約でそれが分かるわけですよ。本自体は取りに行かなきゃいけないんですかね。もしくは本は、返すときにはそこにまた持っていかなきゃいけないんですかね。その辺りをちょっと御説明いただいでよろしいでしょうか。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

例えば、国分の方が、横川にある本を借りたいというそういう予約が入れば、横川のほうから国

分に本をまず持ってきます。国分図書館のほうに来ていただければ、国分図書館でお貸しできると。返却につきましても、どこでも返却ができるようになりますので。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の19ページの真ん中になります。移動図書館運営事業についてなんですけども、そこに、小学校等を定期的に巡回し、図書館サービスの充実を図るということで、3台の移動図書館車ということになってるんですけど、去年のあれでいくと、2台の移動図書館運行という経費で入っていたんですけど、これは3台に増えたということですか。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

すみません、私、去年のちょっと資料を見ていなかったんですが、移動図書館車としましては、国分図書館に2台、隼人図書館に1台、合計3台ございます。これはもう以前から3台です。

○委員（川窪幸治君）

もともと隼人を含めて3台、車があったということですね。

○教育部長（池田宏幸君）

以前からですね、隼人に、合併以前から隼人町が1台、それから、国分が持っていた移動図書館車が2台あるんですけども、1台は大型の車両で、1台はワゴン車を改造した車両になります。国分のは2台あるんですけども、2台一緒に動くことはありませんので、運転士の人件費としては2人分でいいと。隼人と国分1人ずつということになります。

○委員（川窪幸治君）

そこをちょっと言いたかったものですから。ここに御丁寧にですね運転主2人分と書いてあって、昨年度の予算が493万7,000円と。今年が514万円ということで、これ、どうなのかなと思ってたんですけど、これだと一緒に動くのは2台で、1人は、1台は動かないということですね。という予算計上ということで、分かりました。

○委員（木野田誠君）

購入図書が書いてあるんですけども、寄附図書が年間何冊ぐらいあるか分かってれば教えてください。分からなければまたいいです。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

申し訳ございません。ただいま資料を持ち合わせておりませんでした。

○国分図書館主幹兼管理図書グループ長兼メディアセンター管理グループ長（飛松圭子君）

令和3年度の実績で申し上げます。ちょっと私も目があれなので、すみません。ちょっと引き算をしていただけたらと思うんですけども、登録をしたものが8,826冊で、うち購入が6,905冊になりますので、その差額が寄贈された、はい、1,921冊が寄贈等された本になっております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないですね。ないようですので、これで教育部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時30分」

「再開 午後 2時42分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農業委員会事務局の審査を行います。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（堀ノ内敬久君）

農業委員会事務局に関する令和5年度一般会計予算について、説明します。予算に関する説明書

の176・177ページ、予算説明資料の7ページをお開きください。まず、農業委員会事務局の令和5年度予算の総括について、説明します。令和5年度予算に計上しました農業委員会事務局所管に係る歳入総額は1,223万4,000円で、前年度に比べて24万6,000円の増額となっています。一方、歳出は9,592万円で、前年度と比較して334万1,000円の増額となっています。なお、歳出予算に係る特定財源として、県支出金1,115万8,000円、手数料などその他の特定財源を467万6,000円計上しており、一般財源は8,008万6,000円となっています。それでは、令和5年度一般会計予算説明資料の7ページ、歳出予算につきまして御説明いたします。農業委員会運営事業2,912万9,000円は、農地法等に基づく、適正な事務及び農地利用の最適化を推進するための経費です。歳出の主なものは、委員の報酬2,618万3,000円、委員の費用弁償等101万5,000円、農業委員会業務必携等の需用費92万9,000円などです。特定財源として、県支出金のうち、農地利用の最適化推進業務の成果・活動実績に応じて交付される農地利用最適化交付金283万6,000円、鹿児島県地域振興局が行う自作農財産実地検査の事務費として交付される、国有農地等管理処分事業交付金5万3,000円のほか、使用料及び手数料として農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転嘱託登記手数料23万円、同じく農地法の規定による許可申請受理証明及び耕作証明等の手数料10万3,000円、諸収入として農地売買事業等業務受託費など1万6,000円を計上しています。次に、農業者年金事務58万円は、農業者年金制度の普及・推進により、農業経営体の安定を図るための経費です。歳出の主なものは、農業者年金加入促進に係る需用費24万6,000円、市農業者年金受給者協議会育成補助金等の負担金補助及び交付金25万円などです。特定財源は、諸収入として、農業者年金の各種申請や受給者台帳の管理など、独立行政法人農業者年金基金から受託している事務に対する農業者年金業務受託費9万円を計上しています。次に、機構集積支援事業601万3,000円は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策により、農地の有効利用を推進するための経費です。歳出の主なものは、農地の利用集積関連業務を効率的に実施するための会計年度任用職員の報酬119万3,000円、農地利用状況調査支援地図システム保守委託料59万2,000円、農地利用状況調査等で使用するタブレット一式の備品購入費360万円などです。特定財源として、県支出金のうち、遊休農地の実態把握や農地の有効利用を推進するための機構集積支援事業費31万円のほか、ふるさとときばいやんせ基金繰入金360万円を計上しています。最後に、農業委員会の主たる業務が、農地法の許認可に係る法令業務及び農地の利用最適化の推進に係る業務であることから、全体の91.5%、8,781万3,000円が委員報酬及び職員の人件費であり、残り8.5%、810万7,000円が農業委員会の活動費になります。以上で、農業委員会事務局の令和5年度予算についての説明を終わります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

農業者年金の加入者は、ここで聞いて、大丈夫ですかね。加入者数。

○農業委員会事務局振興農地グループサブリーダー（中村真貴子君）

令和4年4月1日現在の加入者数は31名、令和4年度中に3名の加入申込みを受けております。今日現在で計34名となります。

○委員（前川原正人君）

7ページの備品購入費でタブレット一式360万円ですけど、これは買い替えになるんですか。この内容をお示しいただきませんか。

○農業委員会事務局事務局長（堀ノ内敬久君）

タブレットなんですけど、前回は平成30年に21台導入いたしまして、農地利用状況調査のときに使用させていただいておりました。今回もうあと21台購入させていただきまして、今現在ある21台と合わせて42台ということで、今後は利用状況調査とあわせまして、毎月行っております推進会であ

ったり総会であったり、あるいは、委員が独自で行われている現地調査であったりと、そういうときに使用させていただきまして、ペーパーレス化とか、DXを図っていききたいということで今、今後1人1台というような配備で計画しております。

○委員（前川原正人君）

平成31年に21台購入をして、今回もまた21台と。要は42人で使うという理解でいいんですか。

○農業委員会事務局事務局長（堀ノ内敬久君）

今回、21台購入させていただければ42台になりますけれども、農業委員19名、推進員21名、40名です。その中で、あと2台については、故障時の対応であったり、事務局のほうでもう1台持っております、予備として備えておくということになります。

○委員（木野田誠君）

先ほど加入者を聞きました。現在の受給者が分かりますか。

○農業委員会事務局振興農地グループサブリーダー（中村真貴子君）

受給者数ですが、令和4年4月1日現在が320名、その後、死亡届など出されております。現在で303名です。

○委員（川窪幸治君）

確認させていただきたいんですけど口述の最後のほうになるんですけど、全体の91.5%8,781万3,000円が委員報酬及び職員の人件費でありというようなことが書いてあるんですけども、説明書の1番上のほうに、報酬内容のところに、報酬ということで、農業委員が19名、ここに、農地利用最適化推進員が21名ということでこちらのほうに2,912万9,000円と書いてあるけどこれ、この中に40名の方たちの報酬が込みということですかね。

○農業委員会事務局事務局長（堀ノ内敬久君）

農業委員、推進員の報酬と費用弁償、報酬と職員、会計年度任用職員の人件費として合わせまして、その額になります。

○委員（川窪幸治君）

上の枠に40人いらっしゃって、1番下の段にこの会計年度職員ということで、報酬ということでここに書かれてあるんですけど、これは全て込みっちゃうことですか。

○農業委員会事務局事務局長（堀ノ内敬久君）

3事業ありますけれども、総体の事業の中で、人件費としてこれだけということで、全て込みになります。込みが8,781万3,000円ということになります。

○委員（川窪幸治君）

そこは分かりました。ここを総合して、要はその8,781万円の中に、会計年度職員と委員の40名の報酬が入っているということですね。そしたら農業委員19名と、この農地のほうの委員の方々ってこれ受け取る金額ってこれ一緒ですか。

○農業委員会事務局事務局長（堀ノ内敬久君）

まず、農業委員の会長が1名いらっしゃいまして、月額7万9,600円。会長代理が1名いらっしゃいまして、月額6万700円。農業委員の方が月額5万600円、推進員の方が21名いらっしゃいまして、月額4万5,000円になります。

○委員（川窪幸治君）

金額はそれぞれちょっと違いますけど、これがつき月額ですね。

○農業委員会事務局事務局長（堀ノ内敬久君）

ただいま申し上げました額は月額になります。

○委員（川窪幸治君）

そしたら今のこの下の会計年度任要職員というのはその残りを割ると大体出てくるという計算で、

それでいいですか。

○農業委員会事務局事務局長（堀ノ内敬久君）

口述の中の2枚目の中ほどのちょっと下にあります会計年度任用職員の報酬につきましては、農地の利用集積関連業務ということでこの中で、委員の報酬、年額119万3,000円を計上しています。

○委員（川窪幸治君）

全体の91.5%というほとんどがですね人件費ということになっていたものですからちょっと質問させていただきました。多分、農業委員の方たちとかですね農地の委員の方たちとか、皆さん多分一生懸命農業のためにされてると思いますので、ぜひその辺はまたよろしくお願いします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、農業委員会事務局への質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時58分」

「再開 午後 3時02分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、監査委員事務局への審査を行います。事務局の説明を求めます。

○監査委員事務局（山下美保君）

監査委員事務局に関する令和5年度一般会計予算について、御説明いたします。まず、「公平委員会費」であります。行政委員会の令和5年度一般会計予算説明資料の4ページ、令和5年度一般会計予算に関する説明書は126ページから129ページをお開きください。公平委員会運営事業費55万2,000円につきましては、職員からの給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置要求や不利益処分に対する審査請求などの審査等に要する委員3名分の報酬16万9,000円のほか、委員及び事務局職員の公平委員会連合会の総会・研究会への出席等に係る旅費29万6,000円が主なものでございます。次に、「監査委員費」であります。行政委員会の令和5年度一般会計予算説明資料の4ページ、令和5年度一般会計予算に関する説明書は138ページから139ページをお開きください。監査委員費3,923万7,000円につきましては、事務局職員4名の人件費のほか、各種監査業務等に要する経費でございます。主な予算としましては、委員3名分の報酬368万9,000円のほか、委員及び事務局職員の各種総会・研修会への出席等に係る旅費91万6,000円や全国都市監査委員会等への負担金10万4,000円を計上しております。以上で説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○副委員（久木田大和君）

公平委員会というものの存在というかですね、この中で職員からの給与勤務時間ほか、勤務条件に関する措置要求、不利益処分。こういうので職員等から何か、ちょっと不利益を受けてるんじゃないかとかというのに対する対応というのじゃないかなというふうには思うところですけど、具体的にどういうことをしてるのかというのを少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○監査委員事務局事務局長（山下美保君）

公平委員会というのは定員3名の委員で構成されておまして任期は4年でございます。県内他市の設置状況としては、本県では11市設置されているんですけども、業務としましては地方公務員法第8条第2項に規定されている事務がございまして、その中で4点規定されているものがござ

います。一つは職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査判定。二つ目が職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決。三つ目が前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。四つ目が前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務としまして、職員団体の登録事務や市の管理職員との範囲を定める事務などがございます。

○副委員（久木田大和君）

この公平委員会というのは、そういう申出があったときに臨時的に開かれる委員会なのかそれとも、ある程度定期的にかかれながら対応するというようなどちらのパターンになるのでしょうか。

○監査委員事務局事務局長（山下美保君）

現在のところ、本市においてはそのような相談が、今年度におきましても、ない状況ですので、定例的な会を委員の3名を集めて、7月、3月、定例的な会を年2回は行っております。

○委員（川窪幸治君）

この説明資料4ページの監査事務運営事業について確認をさせてください。私はちょっと、漢字が読めないですけど識見を要する者と、これ読んでいいんですかね、この2人。ではこの議会選出1人ということになってはいるんですけど、この識見を有する者というのはどのような方ですか。

○監査委員事務局事務局長（山下美保君）

監査委員は御承知のとおり、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有するものとなっておりますので、そういう方を識見を有するものとしております。

○委員（川窪幸治君）

金額が月額これ12万円というふうになってたもんですから、会計年度職員みたいな扱いになるのかなというようなことでちょっと思ったもんですから。それと議会から選出というのは、こちら側の議員の1人ということでもいいですか。

○監査委員事務局事務局長（山下美保君）

現在は松枝議員のほうに、議員からということになっていただいております。

○委員（川窪幸治君）

これは確認です。ここに議員の、議選のところに6万7,400円とあるんですけど、これが通常の報酬にプラス、毎月、6万7,400円がプラスされて支払われてるということでもいいですか。

○監査委員事務局事務局長（山下美保君）

こちらに記載されておりますのは、監査委員としての報酬ということになりますので、議員の報酬とは別に監査委員としての業務を行っていただいているということでの報酬になります。

○委員（藤田直仁君）

通常、この委員会を開かれてないときはこの3名の皆さんは別な業務があるんですか。要するに、そこがちょっと分からないもんですから、この日当ででてるじゃないですか7,700円。会が開かれたときだけ日当をもらうんでしょうけど通常は何をされてるんですか。

○監査委員事務局事務局長（山下美保君）

出会旅費として支払われておりますので、会に、公平実行委員会の業務の会に出席していただいたときだけの報酬ということになりますので、通常の日間的に公平委員会として業務を行っていただいているという形ではなく、非常勤という形になります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで監査委員事務局の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時12分」

「再開 午後 3時14分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部への審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（八幡洋一君）

議案第21号、令和5年度霧島市一般会計予算の農林水産部の総括について、御説明いたします。令和5年度の農林水産部の予算につきましては、農林水産業費及び災害復旧費の総額で21億6,272万8,000円を計上しており、その内訳は、農業の耕種部門に要する経費7億187万9,000円、畜産部門に要する経費4千300万6,000円、農業・農村整備に要する経費5億5,821万円、林業に要する経費6億8,214万2,000円、水産業に要する経費4,649万3,000円、災害復旧に要する経費1億3,099万8,000円でございます。財源としては、一般財源が9億7,811万5,000円、特定財源が11億8,461万3,000円であり、特定財源の内訳は、国県支出金5億325万3,000円、地方債2億3,810万円、その他が4億4,326万円となっております。次に、令和5年度農林水産部における主要な事業について、説明いたします。農業の振興につきましては、新規就農者等を含む担い手の確保・育成を図るため、引き続き、本市独自の支援策である「担い手経営発展等支援事業」を実施するほか、経営確立資金や施設整備を支援する「農業次世代人材投資事業」などに取り組んでまいります。また、「農業振興地域整備計画策定事業」では当該計画に係る基礎調査を実施するほか、降灰対策に係る施設整備を支援する「活動火山周辺地域防災営農対策事業」や、農作物への鳥獣被害防止及び捕獲を推進する「鳥獣被害対策実践事業」などに取り組んでまいります。畜産の振興につきましては、優良肉用牛の導入及び保留による経営の安定を図るための「家畜導入及び保留補助事業」のほか、飼料生産基盤整備と農業用施設整備により担い手の育成を図る「畜産基盤再編総合整備事業」などに取り組んでまいります。農業・農村整備につきましては、農業の生産性向上のため、農業用水利施設等を整備する「県営土地改良事業参画事業」のほか、農業用資源の適切な管理を行う地域活動を支援する「多面的機能支払交付金事業」、市で管理する農業用施設や法定外公共物の維持管理及び改修等を行う「農道・用排水路整備事業」などに取り組んでまいります。林業の振興につきましては、景勝松を松くい虫の被害から防止する「松くい虫防除事業」のほか、林道の機能向上と通行の安全を確保するための「林道整備事業」、市有林の適切な管理を行う「市有林維持管理事業」などに取り組んでまいります。また、森林環境譲与税を活用し、林業の担い手確保の支援や林道等の機能向上、「地域林政アドバイザー」の任用、木造公共施設の長寿命化などを実施し、適切な森林整備や木材利用の促進を図ります。水産業の振興につきましては、カサゴや鮎の稚魚放流に要する経費の一部を助成する「漁業資源放流支援事業」のほか、永浜漁港の施設整備などに取り組んでまいります。災害復旧につきましては、台風や豪雨等異常な自然現象によって被災した農地・農業用施設及び林業施設等の速やかな復旧を図り、市民の生活環境に支障をきたすことのないよう努めてまいります。以上、総括について説明いたしましたが、詳細につきましては、各担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

農政畜産課に関する令和5年度の当初予算について、令和5年度一般会計予算説明資料、農林水産部にに基づき説明します。歳入につきましては、歳出の説明に合わせてその都度、説明します。まず、1ページをお開きください。（目）農業総務費の「各種農業関連施設管理事業」の7,327万3,000円は、農政畜産課が所管する施設の管理運営及び整備を行うためものです。次に、2ページをお開きください。（目）農業振興費の「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の7,616万3,000円は、降灰

による農作物の被害軽減と品質確保のため、施設整備等を行い、農業者の所得向上及び経営安定を図るため、株式会社さくら農園においては、KPHN型ハウス1式、霧島製茶株式会社においては、摘採機能付除灰機を1台、今吉製茶有限会社においては、摘採前洗浄機1台、有限会社福永製茶においては、摘採機能付除灰機2台、国分トマト生産組合においては、被覆資材張替1式の導入を行うものです。財源は全額県補助金です。「担い手アクションサポート事業」の81万5,000円は、認定農業者等の担い手や新規就農者等に対する研修及び経営改善に係る支援を行うための、「霧島市担い手育成総合支援協議会」への補助金です。次は、3ページになります。「経営所得安定対策推進事業」の749万9,000円は、経営所得安定対策等に係る事務事業を円滑に推進するため、行政、農業者団体等で構成される「霧島市農業再生協議会」への補助金です。財源は全額県補助金です。「農業次世代人材投資事業」の3,144万円は、次世代を担う農業者となることを志す者に対して、ソフト面で就農直後の経営確立に資する資金を交付するとともに、ハード面で農業機械や施設整備等の整備を補助するものです。財源は3千万円が県補助金、140万円が「ふるさとときばいやんせ基金」からの繰入金です。「農地中間管理事業」の1,586万5,000円は、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行い、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大等による農用地等の効率的利用を促進し、農業生産性の向上を図るものです。財源は1,050万円が県補助金、536万5,000円が農地中間管理事業委託金です。次に、4ページをお開きください。「担い手経営発展等支援事業」の3千万円は、農業・農村の担い手を確保・育成するため、国県補助事業に採択されない中堅クラスの認定農業者や認定新規就農者、一定規模以上の耕作面積を有する農業者に対し、経営発展・安定に必要な農業用機械・施設等の整備に係る費用の補助を行うものです。財源は全額「ふるさとときばいやんせ基金」からの繰入金です。「サツマイモ基腐病対策推進事業」の659万5,000円は、病虫害対策が必要な地域で排水対策や土壌改良に助成を行い、サツマイモ基腐病の発生予防やまん延防止を図るものです。財源は全額県補助金です。次は、5ページになります。「鳥獣被害対策実践事業」の6,351万5,000円は、有害鳥獣による農作物への被害が増加しているため、被害を防止するための侵入防止柵の設置や捕獲のための資材を購入・設置することにより、農作物等の被害を軽減するものです。また、猟友会に属する捕獲隊に対して捕獲を指示し、有害鳥獣の被害防止を図るものです。財源は4,658万2,000円が県補助金です。次に、6ページをお開き下さい。「中山間地域等直接支払事業」の4,460万2,000円は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地を維持管理していくための協定を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う集落等に補助金を交付するものです。財源は3,301万円が県補助金です。「農業振興地域整備計画策定事業」の860万円は、平成26年の計画策定から概ね10年を経過することから、優良農地を確保・保全するとともに農業振興に関する各種施策を計画的に実施するため当該計画に係る基礎調査を行うものです。財源は全額「ふるさとときばいやんせ基金」からの繰入金です。次は、7ページになります。「環境保全型農業直接支援対策事業」の2,855万2,000円は、有機農業や化学肥料及び農薬の5割低減とセットで地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む販売農業者に対し、直接支援を行うものです。財源は2,143万7,000円が県補助金です。『農業の「稼ぐ力」向上プロジェクト推進事業』の387万1,000円は、農産物等の知名度向上のためのPR活動を行うとともに、生産者団体、認定農業者等が実施する農産物等の販売促進、6次産業化、農商工連携、安心安全な農産物(有機JAS認証取得)等の取組を支援するためのものです。財源は380万円が「ふるさとときばいやんせ基金」からの繰入金です。次に、8ページをお開きください。(目)畜産業費の「家畜導入及び保留補助事業」の941万円は、優良肉用牛の導入と保留を積極的に推進し、生産率の向上と高品質の肉用牛生産を行い、経営の安定を図るためのものです。「県市畜産共進会開催事業」の636万2,000円は、第13回全共を見据えた専門指導員の雇用と、各種共進会への出品を支援することにより、畜産農家の飼育管理技術及び資質向上を図るためのものです。次は、9ページになります。「畜産基盤再編総合整備事業」の1,409万2,000円は、飼料生産基盤整備と農業用施設整備を

一体的に実施することにより、新たな畜産主産地の形成に地域ぐるみで取り組み、飼料生産基盤を確保し、担い手の育成を図るためのものです。総事業費のうち参加農家負担分を事業費としており、財源は、全額参加農家の負担金です。「畜産団体運営支援事業」の103万8,000円は、会員相互の親睦と技術向上のため、研修会や講習会等を開催し、経営の改善と安定を図るための各振興会への補助金です。「第13回全国和牛能力共進会推進事業」の122万5,000円は、全国和牛能力共進会に優秀な牛を出品するために、優良繁殖牛の導入や肥育技術の実証に取り組む畜産農家を支援するものです。財源は全額県補助金です。次は、10ページをお開きください。「地方卸売市場施設維持管理事業」の302万3,000円は、地方卸売市場施設の維持管理を行うためのものです。次に、繰越明許費について、御説明いたします。令和5年度一般会計予算書の7ページをお開きください。(款)農林水産業費(項)農業費の「サツマイモ基腐病対策推進事業」の659万5,000円は、耕作者による事業実施時期が年度末を越えることから補助金を繰り越すものです。最後に、債務負担行為について、御説明いたします。同じく、一般会計予算書の8ページをお開きください。「農業近代化資金利子補給」の1,402万8,000円は、農業関係資金利子補給事業に係る債務負担行為です。「農業振興地域整備計画策定業務」の399万円は、農業振興地域整備計画策定事業に係る債務負担行為です。以上で、農政畜産課に関する当初予算の説明を終わります。

○林務水産課長（市来秀一君）

林務水産課の当初予算について、歳出に沿って御説明し、歳入については、その都度御説明いたします。予算説明資料の11ページをお開きください。(目)林業総務費の「林業総務管理事務事業」9,619万2,000円は、木質バイオマスエネルギー導入促進事業補助金の償還金9,333万3,000円のほか、林業総務管理に要する経費です。財源は、9,333万3,000円が霧島木質発電株式会社からの償還金です。「林業施設維持管理事業」の778万9,000円は、国分の黒石岳森林公園と横川の丸岡公園バンガロー等の維持管理に要する経費です。「飲雑用水施設管理事業」の2億5,052万円は、朴木・木場深迫地区の飲雑用水施設を市水道事業へ移管するための施設改修に必要な経費です。財源は、9,062万8,000円が国庫補助金、1億5,150万円が合併特例債、830万円が特定建設事業基金繰入金です。次に、12ページをお開きください。(目)林業振興費の「松くい虫防除事業」の274万3,000円は、国分・霧島・牧園地区において、松の樹幹への薬剤注入や薬剤散布により、松くい虫等の被害を防止するための経費です。財源は、25万2,000円が霧島神宮からの負担金です。(目)林道事業費の「林道等維持管理事業」1,077万円は、市が管理している林道等の適正な維持管理を行うための経費です。「林道整備事業(県単)」の1,120万円は、林道「国分山麓線」の施設の一部改良等を行うための経費です。財源は、448万円が県補助金、670万円が緊急自然災害防対策事業債です。次に、13ページを御覧ください。(目)治山事業費の「治山事業」90万円は、山林の保全と公共施設及び人家を土砂災害から守る治山施設の整備を行うための経費です。財源は、90万円が特定建設事業基金繰入金です。(目)森林整備事業費の「担い手確保・育成事業(森林環境譲与税事業)」1,581万1,000円は、林業事業者が行う新規就業者の雇用等に繋がる取組等への支援や高性能林業機械等のリース経費に対する一部助成、また、教育委員会が実施する小学生を対象とした森林環境学習やみどりの少年団の活動支援を行うための経費です。次に、14ページをお開きください。「市有林維持管理事業」の1億4,040万円は、市有林における間伐等の適切な森林整備・管理や主伐による素材生産・販売、伐採後の再造林を行うための経費です。財源は、3,935万8,000円が県補助金、9,671万7,000円が立木売払収入です。「森林吸収源対策事業(森林環境譲与税)」の4,520万円は、森林整備の推進に資する林道等林内路網の機能向上や、森林整備に要する経費の一部助成による森林所有者の負担軽減を行い、適切な森林整備を促進するための経費です。次に、15ページを御覧ください。「森林経営管理事業(森林環境譲与税)」の2,328万8,000円は、地域林政アドバイザーを任用し、「森林経営管理制度」の推進等を行うとともに、林業事業者が行う森林調査や情報処理等の効率化に資する機器の活用を支援す

るための経費です。「木材利用促進事業（森林環境譲与税）」の1,093万2,000円は、木造公共施設の長寿命化や、市有林を活用した森林認証のモデル的な取組、市民による環境保全の取組に対する交付金交付により、木材利用を促進するための経費です。財源は、25万9,000円が県補助金です。次に、16ページをお開きください。（目）水産業振興費の「漁業資源放流支援事業（種苗放流事業）」56万5,000円は、漁協が実施するカサゴや鮎の稚魚放流に対する助成金です。「水産まつり開催事業」の50万円は、実行委員会が霧島市の水産物の消費拡大と水産資源の保護啓発を目的に開催する「霧島市水産まつり」に対する助成金です。（目）漁港管理費の「漁港整備事業」3,140万円は、永浜漁港において地震・津波対策等の防災対策や機能充実、安全性等の向上のための施設整備に要する経費です。財源は、1,570万円が県補助金、1,410万円が漁港整備事業債、160万円が特定建設事業基金繰入金です。次に、17ページを御覧ください。（目）林業施設災害復旧費の「現年補助林業施設災害復旧事業」1,100万円は、台風や梅雨期等の大雨により、市の管理している林道等に災害が発生した場合に機能回復を図るための経費です。財源は、492万5,000円が県補助金、500万円が農林水産業施設災害復旧事業債です。「現年単独林業施設災害復旧事業」の2,280万円は、市が管理する林業施設において、国庫補助の対象とならない災害が発生した場合、早期に機能回復を図るための経費です。財源は、1,430万円が農林水産業施設災害復旧事業債です。（目）公共施設災害復旧費の「現年公共施設災害復旧事業」120万円は、台風や梅雨期等の大雨により漁港や飲雑用水施設等の公共施設に被害が発生した場合に復旧を図るための経費です。以上で、林務水産課に関する当初予算の説明を終わります。

○耕地課長（八重山純一君）

続きまして、耕地課に関する令和5年度一般会計予算について、御説明いたします。なお、歳出に沿って御説明し、歳入については、その都度御説明いたします。予算説明資料の18ページをお開きください。（目）農地費の「土地改良施設適正化事業」の2,891万6,000円は、市が行う下井排水機場のポンプ修繕工事と松永溝排水路の浚渫工事に係る工事請負費が2,650万円、市及び土地改良区が行う土地改良施設の維持・補修に係る土地改良施設適正化事業への負担金が241万6,000円です。財源は、土地改良施設適正化事業からの拠出金が2,650万円です。「県営土地改良事業参画事業」の5,235万5,000円は、県営事業に係る通信運搬費と市の負担金です。財源は、4,430万円が基金繰入金、797万5,000円が分担金です。令和5年度は、11地区での県営土地改良事業が予定されています。「農業農村整備事業実施計画」の315万円は、（溝辺）空港台地区の畑かん施設更新に係る市の負担金です。次に、19ページです。「水利施設整備事業」の1,925万円は、（溝辺）十三塚原地区と（隼人）島津新田地区のポンプ施設整備に係る市の負担金です。「農村地域防災減災事業」（農村災害対策）の290万5,000円は、（溝辺・横川）竹子地区の農業用排水路施設整備に係る市の負担金です。「農村地域防災減災事業」（用排水路整備）の771万8,000円は、（牧園）有村地区の用排水路整備と（国分）向花地区の放水路整備等に係る市の負担金です。「農村地域防災減災事業」（農地保全整備）の315万円は、（隼人）空港東地区の排水路整備に係る市の負担金です。次に、20ページをお開きください。「多面的機能支払交付金事業」の9,554万4,000円は、農地・農業用水等の資源の適切な管理を行い、農村環境の保全等に貢献する地域の共同活動を支援するものです。財源は、7,180万7,000円が県補助金です。次に、21ページです。（目）農道及び用排水路整備事業費の「農道・用排水路整備事業」の1億4,017万3,000円は、市が管理する農業用施設及び法定外公共物の維持管理や補修と地域まちづくり計画要望箇所の整備を行うものです。財源は、5,450万円がふるさとときばいんせ基金繰入金です。「かごしまの農業未来創造支援事業」の500万円は、国分春山地区の排水施設改修に係る経費です。財源は、200万円が県補助金です。「農地防災事業」の1,000万円は、（隼人）吉沢揚水機場の弁類、ポンプ制御盤等の更新に係る費用です。財源は、775万円が県補助金、90万円が農業農村整備事業債、100万円が農業水路等長寿命化事業分担金です。次に、22ページをお開きください。

(目) 農地農業用施設災害復旧費の「現年補助農地農業用施設災害復旧事業」の2,899万8,000円は、台風や大雨等で被災した農地・農業用施設の復旧を図る補助事業です。財源は1,449万円が県補助金、1,010万円が農林水産業施設災害復旧事業債、103万9,000円が農地災害復旧分担金です。「現年単独農地農業用施設災害復旧事業」の4,700万円は、補助事業の採択要件に該当しない被災農地・農地業用施設の復旧を図るものです。財源は2,990万円が農林水産業施設災害復旧事業債、22万1,000円が農地災害復旧分担金です。「過年補助農地農業用施設災害復旧事業」の2,000万円は、令和4年度に被災した横川町栗野渡瀬地区の頭首工の復旧を図るものです。財源は、1,300万円が県補助金、560万円が農林水産業施設災害復旧事業債です。最後に、債務負担行為について、御説明いたします。令和5年度一般会計予算書の8ページをお開きください。「土地改良施設維持管理適正化事業補助」の671万5,000円は、市が事業主体となっていく適正化事業の債務負担行為です。以上で、耕地課に関する当初予算の説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。まず、農政畜産課への質疑はございませんか。

○副委員長（久木田大和君）

令和5年度から、農業の畜産関係の職員が各支所にいた者が集約されて、本庁で事業等を行っていくということをお伺いしておりますけれども、人数が2名減になるということで、ただ人材の育成というか、今まで長いこと同じ場所で勤めているというような状況もお聞きはしているんですけども人材の育成の方法について、5年度以降、どういう形で取り組んでいくかについてお示ください。

○農林水産部長（八幡洋一君）

御承知のとおり、第12回の全共がございまして、これまで、畜産を担当していた職員が総合支所は、長年にわたって異動ができないというような状況がございました。そういうこともありまして、第13回に向けては、職員を統合するというか、1か所に集めて、効率的、効果的に、やはり巡回をしたり、そういう事業等の説明をしたりというようなことで、統合していこうということにしております。今、トータルで10人いたわけなんですけれども、8人にすると。そして、うちのほうでは人事のほうに、現在、担当している職員を中心に、国分のほうに集約をしてほしいというお願いをしております。それで、若手を少しずつ加えながら、経験をしていかないと畜産は一般職なんですけれども、特殊な家畜衛生指導協議会というような、畜産に注射をしていかないといけない業務が市にありますので、そういうところも1人総合支所に行ったらできないというようなこともありますので、そういう経験者と一緒に、一、二年することで、やはり技術を習得していきながら、仕事も増えていくというようなことから、先ほど言いました効率的、効果的に、人材も育成をしながら、第13回に向けてやっっていこうという趣旨で、今回統合したということでございます。

○副委員長（久木田大和君）

人材の育成というところに関しては、状況等については理解をするところですので今後も、人材の育成をしっかりと図っていただいで、第13回に向けて取り組んでいただければと思います。

○委員（木野田誠君）

サツマイモ基腐病対策推進事業についてお伺いしますが、今年度の予定されている事業はどういう事業かお知らせください。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

サツマイモ基腐病対策推進事業については、昨年、創設されております。昨年までは耕地課のほうで事業を進めていたわけですが、農政サイドのほうの事業も関連してくることから、この事業につきましては、今年から農政サイドのほうに、事業を移管しております。一応令和5年度の事業の取組者の申請が上がってきた人数は8名でございます。総事業費で1,319万円となっております。

補助金額は説明資料にありますとおり、659万5,000円となっております。中身につきましては、事業項目が4項目ございます。反転耕10アール、20万円、堆肥施用体10アール、1万5,000円。混層耕10アール1万5,000円。明渠排水100m1万円ということになっております。霧島市につきましては、8名の方がそれぞれ、堆肥施用、混層耕、明渠排水ということで事業申請しております。

○委員（前川原正人君）

先ほどの久木田委員のほうからありました第13回の全共に向けて、本庁に畜産係の職員を集約するということが市長の施政方針の中でも明らかになったわけですね。ただ5年後を目指して集約するんだということなんですけど、本来、各支所に畜産の係がいて、逆に言えば、農家の状況をいち早く知り得て、そして情報が入り、そして対応ができる体制があったからこそ、今回の12回の好成績を収められたと私は確信しております。これが、農家があつての好成績なんですけど、逆に言えば、国分庁舎に集約をするようになりますと、当然遠ざかるわけですよ。同じ霧島市内のエリアではありますけど、すぐに対応ができるのかということが懸念材料ですけど、そういう議論はなかったんですか。

○農林水産部長（八幡洋一君）

総合支所に畜産係が福山だけ2名います。あとのところは1名です。外部に出ていけば、おのずと帰ってきてから連絡をしますというような形で対応せざるを得なかったということでもあります。緊急的に、農家から何かあるから出てきてくださいというようなときも、不在のときがあつたりなかったりでしたけれども今回、本庁に集約して8人体制ですということは、今現在考えているのが、各地区に主担当、副担当を決めたりしていきますので、2人体制でその地区を見ていくというようなことで考えております。そこにかぶりもあるんですけれども、必ず、誰かが事務所にいるというようなことで、すぐ連絡体制がとれて、総合支所ですとすぐ後5分10分で行けるところもあるんでしょうけれども、やはり本庁で、福山に30分かかりますけれども、そういう形で電話が来ると、対応については、数分は遅れる可能性はありますけれども、十分な対応がとれるというふうを考えて、そういう協議はしたところでございます。

○委員（前川原正人君）

どうしても効率だけが優先されてるような気がするんですよね。ある一定程度効率は必要なんですけど、1番大事なのは、次の13回大会で成績を収めたいというのは分かります。でも、日々の農家への指導だったり、体制だったり、そういうことが身近にやっばりできるというのが1番大切ではないのかなという気はするわけですよ。集約をすることに対して、やっばりちょっと違和感があるんです。というのは福山なんかの場合は、それこそ世帯数よりも牛の数のほうが多いわけですよ。だからそういうのを考えますと、効率だけじゃなくて、いつでもその農家の人たちがすぐに御相談ができる。心のよりどころとして2名体制でやっていただいた経緯があるんですけれど、本来であれば、今の体制を保持して、日々の農家の体制をちゃんと守りながら、そして次の大会についてというのが本来あるべき姿ではないのかなということなんですけど、もうこれはもう企画部の中でも、各委員が聞かれたことなんですけど、そういう方向でいくんでしょうけれど、やはり状況によっては、臨機応変的な対応もあり得るということで理解していいんですか。

○農林水産部長（八幡洋一君）

12回の全共につきましては、やはり、総合支所の担当が自分のエリアを見る、同じ霧島市内の優良雌牛を同じ目線で見れるかというのと他の地域はあまり行けないというようなことがありました。そこで、専門指導員の八重尾さんに来ていただきながら、うちの畜産のグループ長だったり福山のグループ長というような方が、やはり経験が豊富ですのでそういう人たちが、やるわけなんですけれども、やはり、ほかの職員も同じ目線で見れないといけないわけですね。そういうことから、やはり、統合して、同じ目線で同じ市内の牛を見ていこうと。そして、13回に向けては、やっばり出

品牛を出すということを目標にしたいということですので、先ほども言いましたとおり、もう長年一般職の異動ができません。そういう実情もあって、7年も8年もいる職員もいます。一般職なのに、あの人は畜産技師だろうかというようなこともありますので、そういうことも含めて、このままずっとやってたら、なかなか異動ができないということもあります。ですから、後継者育成も含めてやっていかないといけないと。おっしゃるとおり福山が1番多いですので、そちらのほうにもいろいろと、振興会の会長さんにも私は話をしたりしております。何か今後、進める上で、何か障害がありましたら、言ってきていただければ、改善はしていきますと、というようなことで御理解もいただいているところでございます。

○委員（野村和人君）

5ページの鳥獣被害防止について、整備事業整備内容についてお聞きいたしたいと思います。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

鳥獣被害防止については、取組として、電気柵やワイヤーメッシュの防止策ということで事業を進めております。令和5年度の事業の実施の予定として、10地区を予定しているところでございます。ワイヤーメッシュの要望が8か所、電気柵の要望が2か所というふうに今年度申請が上がってきております。

○委員（野村和人君）

昨今被害も大きくなっているように感じております。しっかりとお願いしたいんですが、今ホームページ上で鳥獣被害防止計画っていうものが、公開されてるんですけど、これが2019年から21年度分。それから事業評価に於いても、28年から30年度分で公開が止まってるんですけども、計画等はしっかりされているのか確認させてください。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

鳥獣被害計画につきまして毎年県のほうに報告をしながら、翌年の捕獲頭数の計画をする中で、予算等が配分されますので、それについては、翌年度の例で昨年調査がありましたので、令和5年度分については、計画が上がっております。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

ホームページを、私見てないんですけども、更新がないのであれば、調べて、そこは更新するようにいたしたいと思います。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の4ページで、担い手経営発展等支援事業、これも市の事業と、県の事業とあるわけですが、今回この事業は大体何名ほどを予定をした予算となっておりますか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

この4ページの担い手経営発展等支援事業につきましては、全部市の単独事業でございます。まだ何名というのは予定をしてるっていうのは分からないんですけども、ここにあるように、1、2、3、メニューがありますので、4月10日から希望をとりまして、どのくらい上がってくるのか、積算をいたしまして、その予算規模の範囲の中で、事業を実施したいと考えています。

○委員（前川原正人君）

あくまでも予算を計上する以上は、ベースがあるわけですね。それは昨年までの実績だったり、これまでの流れだったり、これぐらいであろうということを、ある一定程度見込みを立ててやるわけですけど、この予算で行ったときには申請者がいないと話が進みませんが、何人程度なのかという、積算の根拠というのがあってしかるべきだと思うんですがそこは分かりませんか。

○農政畜産課農政第2グループ長（宮原博和君）

今、委員から、積算についてお尋ねがございましたけれども、令和元年度から3年度までは、各年度2,400万円ずつ予算計上しておりました。今年度につきましてはコロナ交付金がありまして、今

年度に限っては5,000万円だったんですけども、令和元年度から3年度までの申込みの状況、畜産の上限が150万、耕種が200万ということなどを加味しまして、おおよそ3,000万の予算があれば、耕作者の要望に応えられるのではないかとということで、積算をしたところでございます。

○副委員長（久木田大和君）

説明資料の3ページの中段、農業次世代人材投資事業の説明をいただきたいんですけども、この経営開始型というのと、経営開始資金というところで、市の単独と、県の補助とあるんですがここについて、少し御説明をお願いします。

○農政畜産課農政第2グループ長（宮原博和君）

経営開始型につきましては、現在の制度の前の次世代人材投資事業というものがございまして、新たに農業経営を開始する方につきましては、要件を満たした場合に就農当時は経営が不安定になりがちですので、資金を提供するというもので、こちらにつきましては県補助につきましては、年150万円で、年齢が50歳未満で最長5年間となっております。市単独事業につきましては、年齢が55歳未満で交付期間が最長で2年間、金額は144万となっております。その下の経営開始資金につきましては、令和4年度から国の制度が変わりまして、内容的には、新規就農者に対する資金の交付なんですけれども、期間が最大で3年間、金額が150万となっております。さらに、変わったところがありまして、経営開始に関する資金の交付に加えまして、鹿児島県の農業未来創造支援事業というものがありますが、新規就農者が、機械などを整備する場合の補助も新たに加わったところでございます。

○委員長（鈴木てるみ君）

林務水産課の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

教育部の質疑の中で霧島中学校の弓道場に森林環境譲与税を410万円使うということなんですが、この森林環境譲与税を霧島中学校の弓道場に使う事業は、環境譲与税のなんていう事業でここに410万円持ってこられるのか説明してください。

○林務水産課長（市来秀一君）

こちらの霧島中学校の弓道場の施設整備事業につきましては、森林環境譲与税の基金のほうからの繰入金を活用してやるということで、うちのほうでは予算化していないところです。林務水産課では予算化はしておりません。基金からの補填になりますので、こちらは財政と教育委員会の間で調整が行われたものと認識しております。

○委員（木野田誠君）

教育委員会の説明では財政のほう勝手に環境譲与税を持ってきて、ここに組み入れてくれたというような説明なんですが、当然ながら環境譲与税を担当していらっしゃる林務水産のほうでは把握しいらっしゃるんだらうと思いましたが、そうではないということですね。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回初めてですね森林環境譲与税基金のほうから、事業化がなされている案件が3件あります。そちらについてはこちらのほうでも把握させていただいているところです。具体的に横川総合支所の長寿命化事業とあと牧園の市営住宅の長寿命化事業ということで確認しております。

○委員（木野田誠君）

教育部の説明では、恐らく、恐らくですよ。木材利用推進事業促進事業でここに計上、財務課、されたんじゃないかなろうかというような説明でありました。この辺の関わり合いは非常にどうなるか、非常に疑問ですよ。勝手に使われてるっていう感じがしないでもないし、本家本元は使うんだから勝手じゃないと言えばそれまででしょうけども。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

今委員がおっしゃられておりますように、まず森林環境譲与税をまず基金に積み立てる事業がございます。それは林務水産課のほうで予算を組んでおります。その予算を組んで、歳出予算を組んで積立てた基金の中から基金を取り崩すということで、財源として、収入の財源として森林環境譲与税を、今ありました霧島中の事業等に充当するような形になっています。そこについては、基金の残高を見ながら、あと財政のほうで財政事情を見ながら、森林環境譲与税が充当できますのが、木材施設の長寿命化といいますか改修にしか使えませんので、そういうのを全庁的に見まして、この事業のほうには使えるんじゃないかということで、基金を取崩して、歳入として取崩しますので、それを林務水産課としては基金に積み立てる分の事業は毎年予算化をしているところでございます。

○委員（木野田誠君）

基金を使うことに対して私は何も思いません。むしろもっとももっとたくさんですね、環境譲与税はたまる、基金に積み立てるばかり使ってないというような評判があちこちであるわけですから、もっともっと使ってほしいと思いますけども、ただ、積立てをしている林務水産のほうですねこの使い道が分かってないということは非常に不思議なわけです。そこを申し上げてるわけです。

○林務水産課長（市来秀一君）

基金の使い道については、こちらにも認識はさせていただいていると思っております。今これが予算説明資料のほうの42ページに基金の状況ということで記載があるかと思うんですが、すいません、40ページでございました。40ページに基金の状況という項目が。すいませんこちらのほうの起債では令和4年度末の基金の現在高見込みですが1億2,500万ということで。今後、我々としてもこの基金をどうやって今後活用していくかという目的の一つが木材利用促進であったり、公共施設の長寿命化というのがあります。また最終的にはですね、今後森林整備を推し進めていく中で、今の現予算では不足するものに対しては、我々としても森林整備に基金を取崩しながら活動していきたいと考えているところで。

○委員（木野田誠君）

環境譲与税は、要するに山を持たない自治体、人口は多い自治体に変なあれで配布をたくさん来てるわけですけども、これも改善されてこようかと思っておりますので大いに活用していく基金になりますから、大いに今後は活用していただきたいとおもいます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの口述の中で林務水産課長のほうから、木質バイオマスエネルギーの導入促進事業補助金の償還金9,333万3,000円ということで、これが償還金として入ってきて、そしてそれをまた財源として次の事業を林業総務管理事務事業ということで予算計上があるわけですけど。この木質バイオの償還金が霧島木質発電株式会社からあるわけですが、これがいつまでこの償還金が入ると見込んでいらっしゃるんですか。

○林務水産課課長補佐（奥 芳生君）

この償還金自体は平成28年から令和12年までの15年間で償還をするということになっております。

○委員（前川原正人君）

ということはその分を償還金が12年間あるということは、その償還金、返していただいていたんだけど言ったらおかしいですけど、返ってくる財源として、やはりほかの部分への活用というののも当然有効なわけですか。もう絶対これでないといかんという決まり事ルールがあるわけですか。

○林務水産課課長補佐（奥 芳生君）

この償還金につきましては、国のほうからの、国の事業を使つての借入れをしたものでして、この償還金につきましては市のほうから国へ、市を通して国のほうへお返しするというような事業内容になっております。国のほうは、これも森林整備事業の関係の基金というのを以前作っております。その森林整備のほうにこの償還金を充てるというふう聞いております。

○委員（前川原正人君）

結局はちゃんとそのルールがあって、その上で森林環境に対する事業であれば、自由にとということはないでしょうけど、ある一定程度融通のきく財源ということで理解がしてよろしいですね。

○林務水産課課長補佐（奥 芳生君）

この償還金につきましては市には、全く残らない償還金で全て国にお返しする9,333万ですね。全て国に返して、国のほうでまた別の森林整備事業に使うというような流れになっております。

○委員（野村和人君）

13ページの担い手確保育成事業でございますが、こちらの緑の少年団の活動についてどこの学校でどのような活動をされているのか教えてください。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

緑の少年団ですが5年度から譲与税を使った基金の活動で支援してまいりたいと思っておりますが、学校としましては横川の安田小学校、それと霧島地区の霧島小学校の2校に対しまして1校当たり2万3,000の2校という助成を考えております。ただ補助金をもらわずにも、いろいろ少年団というのは組織が、竹子小学校とかほかにもありますので、こういった補助金をもらわないでも運営していける少年団もございます。

○委員（野村和人君）

今ありました2校のほかに活動してる団体、補助金をもらわなくても活動してる所を教えていただいて、新たに今の2校は今年から活動されるということでよろしいかったですか。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

霧島市内で少年団のほうで、今4校ございまして、先ほど申し上げた3校とあと、牧園の三体小学校というところに少年団で活動しております。今、こちらで把握したのは4校ございまして、この4校につきましてはもう従来から活動しておりまして、特に新規というのではございません。

○林務水産課長（市来秀一君）

補足説明させていただきます。まず補助対象になっておりますのが安良小学校と霧島小学校です。補助対象になっていないのが溝辺の竹子の小学校と三体小学校の2校ということになります。対象になってない2校につきましてはコロナ等の影響もありまして活動を縮小している観点から、いわゆる補助を必要としないという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、規模縮小のために事業費を抑えていらっしゃるという状況です。

○委員（野村和人君）

事業名にあるように担い手確保の面として本当にいい事業だと思ってるんですけども、しっかりと支援していただきながら、担い手を確保していただきたいというふうに思っております。

○委員（池田綱雄君）

説明資料の11ページの一番下。飲雑用水施設管理事業についてお尋ねいたします。この事業は朴木木場地区の飲雑用水施設を市の水道事業へ移管する施設という事業ですが、事業費が非常に大きいようですがこれは単年度事業なんですか。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

事業期間といたしました令和2年度から6年度の5年間ということで事業を実施しております。

○委員（池田綱雄君）

そうしますと今年度の事業が2億5,000万ということですか。それと配管工事の延長はいくらなんですか。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

令和5年度の事業費といたしましたは2億5,326万5,000円[63ページに訂正発言あり]となっております。配管延長といたしましたは送配水管の総延長が1万1,962メートルとなっております、今

年度の事業計画といたしましては配水管の布設が3,010メートルと給水管の布設が10戸となっております。

○委員（池田綱雄君）

給水戸数というのは何軒ですか。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

給水戸数といたしましては77戸となっております。

○委員（池田綱雄君）

市の水道事業になるということですから、当然、水道料金は市と同じになるということでいいわけですね。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

水道事業にのっとった事業になりますので、水道料金としては同じような体系になっていくのかと考えております。

○委員（木野田誠君）

ちょっとよく分かりませんので、飲雑用水施設ってというのはどういう水道施設になるのか教えてください。

○林務水産課長（市来秀一君）

水道法上の区分になるみたいですが、百戸以上の給水対象戸数があった場合は簡易水道施設ということになってるようです。百戸下回る小規模な水道施設については、飲雑用水施設ということで区分がされているようです。

○委員（木野田誠君）

俗に言うちょっと失礼かもしれませんが、山水を引いている施設というようなとらえ方でいいんですか。どうなんです。それとは違う。

○林務水産課長（市来秀一君）

山水といいますか井戸水なんかも含むんですけども、いわゆる水道法上の滅菌するとか、そういったものが義務づけられてないようなものもあるみたいですが、それらも含めて100戸未満の給水戸数であれば飲雑用水施設になるかと思っております。

○委員（木野田誠君）

これを水道として、市水道事業として引かれるわけですから当然ながらこの配管工事については市道を掘り起こして配管をするというような理解でいいですか。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

市道に埋設する部分とあと国道10号のほうも一部埋設を計画しております。

○委員（池田綱雄君）

水源はどっからひくんですか。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

水源につきましては、隣接する牧之原地区の簡易水道区域から木場深迫朴木地区へ水量の確保が可能ということでしたのでそちらを水源として利用いたします。

○委員（木野田誠君）

確認のため、これは要するに水道事業ですよ。何でこの林務水産で計上されてるのか。水道局じゃなくて。教えてください。

○林務水産課長（市来秀一君）

この朴木木場深迫地区、またさらに国分地区に30か所ぐらい飲雑用水施設ございますが、そちらにつきましては林業関係の国庫補助事業を使って設備を作っているものですから、維持管理につきましても、林務水産課のほうに主管課ということになっております。現段階でまだ林務水産課の施

設になりますので、こちらのほうで予算要求をし補助メニューをみつめてきて、水道工務課のほうに業務委託という形で実際の設計とか工事を行っていただいております。

○委員（木野田誠君）

すいません最後。補助事業名を教えてください。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

市の予算での事業ということでよろしいでしょうか。

○林務水産課長（市来秀一君）

補助事業名は、簡易水道等施設整備費補助事業でございます。

○委員（前島広紀君）

今の関連なんですけれども、先ほど飲雑用水っていうのは戸数が100戸以下の場合ということでしたけれども、これは飲雑用水ってあることは工業用水には使えないんですか。もう飲み水だけですかこの今回の事業は。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

今回の水道整備については飲料水だけと飲料水だけになります。

○委員（前島広紀君）

この近くの上野原の工業団地のところで、工業用水がいろいろ取り沙汰されているわけなんですけれども、この水量的にはそこで使うほどの量は確保できないんですか。

○林務水産課長（市来秀一君）

これも恐らく水道法上の問題といいますか工業用水につきましては、原則飲料水としては、ちょっと使用できないと、工業団地内でのあくまで使用ということに限定されるようでございます。

○委員（前川原正人君）

この飲雑用水というのが幅が広いんですよ。結局灌漑用水で使うものだったり、それを活用をして世帯数の少ないところに供給をするというのが飲雑用水という位置づけなんですけど、実際、例えばこの簡易水道の場合は、交付税措置があると思うんですね。交付税措置が、簡易水道の場合、この場合は歳出で、今これだけ2億5,000万円入れる。飲み水ですのでちゃんと水を供給するというのは当然のことなんですけど、交付税措置というのはこのうちのどれぐらい入ってるもんなんですか。本来であれば、水道局と協議をして、その前でいけば厚生労働省の認可が要るんですよ。その辺はどうなってますか。

○林務水産課長（市来秀一君）

すいません交付税措置についての充当等につきましてはちょっと把握しておりません。ただ委員がおっしゃりたいのは、今後こういった飲雑用水施設を簡易水道事業に移管できれば、交付税対象になるんじゃないかと、ごもっともなんですけど、先ほど申し上げました国分地区でいえば30か所ぐらいまだあります。ただ、その人口規模といいますか給水戸数をまとめるためには、どうしても配管を集約させて、加圧して、どうしても山あり谷ありの集落になってきますのでかなりの設備投資が必要になるかと思っていますところなんです。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。簡易水道の件でですか。少しお待ちくださいね。委員の皆様にお諮りします。委員外議員から発言の申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員外議員（下深迫孝二君）

企業のほうにはやってないということを今おっしゃいましたけれども、南日本新聞社、そしてトヨタ車体、トヨタ車体だけで200名からの人間がいます。南日本だって50人ぐらいいるし、そして西村製材所、あそこも50人以上の人間がいます。このほか、飲食店、肥料会社、そういうところを計6

社に水は送るようになっていきます。もう少ししっかりしたあなた説明せん。

○林務水産課長（市来秀一君）

すいません。私は、工業用水は飲用水としては使えないという答弁をしたつもりでございます。決して今の、朴木木場深迫の飲雑用水施設が企業に送っていないというような発言ではないと認識しております。

○委員（前島広紀君）

いやその前に、工業用水として使っているかと聴いたら、これ、飲雑用水だから、ほら、飲雑用水の区分というのは100件、100戸以下の場合には飲雑用水というんだということで、聴いたわけなんですけれども、この水は、工業用水として、工業用水という言葉がちょっと意味が違ったのかも分かりませんが、こういうことだったのと、あと、課長が答えたのは、上之段に行ってる工業用水が飲用水として使われていませんという答えだったんで、そこはちょっと聴いたことが違っていたので、言いたかったけど、もう言わなかったところでした。

○林務水産課長（市来秀一君）

すいません。私のほうが質疑の内容を把握しておりませんでした。訂正しておわび申し上げます。

○林務水産課長（市来秀一君）

この朴木木場深迫地区におきまして、事業者6社に対して、この飲雑用水のほうの水を送っているところがございます。その中には、先ほど下深迫議員が言われました、多くの従業員の方、また利用者がいらっしゃる場所なんですけど、あくまで給水戸数としては1法人が1事業者というカウントになるかと思っております。

○林務水産課長森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

すいません、先ほど、今の飲雑用水の事業工事費につきまして御質問を受けまして、私が2億5,326万5,000円と申し上げましたが、工事費につきましては、2億4,442万円でした訂正させていただきます。申し訳ございません。

○委員長（鈴木てるみ君）

それでは耕地課への質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農林水産部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時35分」

「再開 午後 4時40分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、選挙管理委員会事務局の審査を行います。事務局の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（池之上徳幸君）

選挙管理委員会事務局に関する令和5年度一般会計予算の主なものにつきまして、御説明いたします。選挙管理委員会事務局が所管いたします選挙費の当初予算総額につきましては、令和5年度は7,485万8,000円を計上しており、令和4年度当初予算額と比較しますと、3,243万7,000円の減となっております。予算総額が減となりました要因としましては、令和4年度予算では7月10日に執行されました参議院議員通常選挙費及び令和5年4月9日執行予定の県議会議員選挙の準備に係る費用を予算計上しておりましたが、令和5年度は県議会議員選挙費を計上しており、これらの選挙執行費用の差額によるものです。次に、歳出の主なものにつきまして、予算説明資料で御説明いたします。まず、予算説明資料5ページの選挙管理委員会費につきましては、委員報酬などの運営費、在外選挙人名簿の登録抹消事務費、選挙関係各種協議会への負担金などが主なものであり、275万

6,000円を計上しています。特定財源につきましては、県支出金、総務費委託金の在外選挙人名簿登録事務費を2万4,000円計上しています。次に6ページの選挙啓発費につきましては、始良伊佐地区の市町で構成する「鹿児島県明るい選挙推進協議会始良伊佐支会」への負担金や、児童生徒に対する選挙啓発ポスター募集経費、新有権者へ送付する啓発物資購入費など、選挙啓発に関する事務費71万8,000円を計上しています。同じく6ページの県議会議員選挙費につきましては、投票所や開票所における管理者・立会人・事務従事者の報酬や、選挙公報等の郵送料、ポスター掲示場の保守管理・撤去委託料、備品購入費など選挙執行にかかる経費として、4,638万3,000円を計上しています。特定財源としましては、県支出金、総務費委託金の県議会議員選挙費を、4,638万3,000円計上しています。以上で説明を終わります。御審査の程よろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

この4月に県議会議員選挙があるんですけども、ちょっと聴くところによると、投票所をこの県議選以降、削除される、削減されるというような話を聞いておりますが、全市的にどれぐらい削減される予定か分かっておいたら教えてほしいです。

○選挙管理委員会事務局長（池之上徳幸君）

去年、夏に行われました参議院議員のときが95投票所ありました。今回、県議選では、二つ、横川地区を二つ廃止しまして、93投票所ということになります。その後は、今のところは計画はございませんが、各自治会の方々等と、同意が得られれば、縮小していく予定でございます。

○委員（前川原正人君）

1点だけお聴きしておきたいのは、このポスター掲示場ですね。何箇所を予定されていらっしゃるんですか。全体で。

○選挙管理委員会事務局主幹兼選挙グループ長（種子田竜二君）

霧島市内のポスター掲示場につきましては、464か所を設置いたします。

○委員（野村和人君）

先ほど投票所の減があるということでしたけれども、移動投票所とかそういう工夫等が何らかあるのか教えてください。

○選挙管理委員会事務局長（池之上徳幸君）

去年行われました参議院議員選挙から、移動式投票所ではなくて巡回式期日前投票所というのを行っております。それが、廃止された投票所に期日前投票期間に行って、1時間とか2時間とかあけて、そこでその地区の方が期日前投票をしていただくというような感じですね、参議のときは国分地区で3か所行いました。今度は、国分地区が3か所と、横川地区が4か所、計7か所で行う予定でございます。

○委員（野村和人君）

昨今の県議選はですね本当に、私、市議選とかほかの県よりも投票率がなかなか厳しいことがあると思います。今回、広報車も多く出て、投票率に期待をするところですけども、何らか工夫を、新たな工夫等がありましたら教えていただけませんか。

○選挙管理委員会事務局長（池之上徳幸君）

投票率の向上といいますと、やはり我々ができるのは、もう選挙啓発ということですね、主権者教育等ですね、前からいろんな機会で発言させていただきましても、そういうのを地道にやっていこうというのが今の計画でございます。それで、今回コロナとかいろいろそういう関係がございまして、投票日の前の日とかですね、啓発物資といまして、例えば、選挙に行きましょうと書いたポケットティッシュを配ったりとか前やってたんですが、ちょっと今回まではそれはちょ

っと、そういう、言えば隼人国分イオンとかあの辺で前はやっていたんですが、それは今回まではちょっとせずにおこうかなあと思っているところでございます。次の、もしかしたら衆議院が解散するかもしれないし、そこからはちょっとやっていこうかなと思っております。コロナがちょっと今、小康状態になっておりますので、そういうことでやっていきたいと思っております。

○委員（野村和人君）

はい、一般質問でもちょっとお話しさせてもらいましたけれども、やはり市民の方々が興味を持ってもらわないといけないと。開票速報に関してもそうだと思います。SNSを使った開票速報とか、そういった、お金的に、直接的にそんなにかからなくてもできる工夫っていろいろあるかと思っておりますので、できましたら御検討しておいていただきたいというふうに思います。

○委員（前川原正人君）

市民の方からですね、一つ意見をいただいたのが、昨年の参議院選挙のときに、いわゆる、投票立会人の選任をしますよね。地区の公民館あたりからなってくれないかと。そのときに承諾しますか、承諾しませんか。それから、住所、氏名、連絡先、そして、1番やはり出たのが、どこの政党に属していますかという、この文言があるんですね。その中で、属していなければ無所属と書いてくださいと。これはやはり、思想信条の自由をそこまで書かなきゃいかんのかということ、おかしいんじゃないかっていう御意見をいただいたんです。ですから、それは立会人に対しては、何も関係ないことであって、するかしないかだけでいいような気がするんですけど、これは改善できないんですか。

○選挙管理委員会事務局長（池之上徳幸君）

公職選挙法上では、投票立会人ですね。御存じだと思われるんですけども、同じ党派の方が2人以上いらっしやると、その投票立会人というか投票所は成り立たないということになりますので、1人の方はあると。1人の方は所属とかだったら、その投票所は投票できるんですけども、それに対する思想信条的なあれですよ。こちらからもそういう、そこまで聴くのかというようなところですよ。そこは向こうから自主的に言っていたらいいというものもあるんですけども、ちょっと、今、そこが後で、その人は何党だったとかなるのがちょっと。なったその投票所が、そういうことですね。その投票所がだめで、結局、選挙が無効になっちゃうというようなパターンがありますので、ちょっとそこまで踏み込んだ聴き方をちょっと今させてもらっているところです。

○委員（有村隆志君）

前回、7月10日の参議院の選挙の開票立会所で、職員の方がちょっと気分を壊されて、あの暑さで、ものすごい暑さでした。私もいましたから。本当に、扇風機はないのかと言って、もう無理やりちょっと引っ張り出してやりましたが、本当にこう、朝6時頃から遠い人だったら5時ぐらいから出て、開票所に12時ぐらいまでいらっしやるわけですよ。だから、ちょっとあんまりかなと思うんで、そこら辺の改善策をやはりちょっと考えてはどうかなと。もし変えるところがほかにあれば、場所を変えたほうが。どうですか。

○選挙管理委員会事務局長（池之上徳幸君）

特に夏の選挙の開票では、倒れたその職員というのは、災害で、ずっと回っていて、それから投票に行くと開票に行くとというような続きもありまして、ちょっと疲労がたまっていたのかなというのがありまして、倒れたということで、その辺はちょっと開票所の環境改善ということで、例えば国分の体育館に変えるとか。あそこは空調がきいているのでですね、そこら辺もちょっと検討はしていきたいと思っております。

○委員（有村隆志君）

もう本当に冬もすごいんですよ。もう、コロナがあるからって開けっ放しですごい、もう本当にがたがた震えるようなところに皆さんいらっしやるんですよ。本当だから、これは本当に考えてく

ださい。コロナも大体もうちょっと終わりそうかなって思うんですけども、ちょっとさっきおっしゃったんで、まだ、今のところは今回まではということでおっしゃったけど、だから次、本当に次は、しっかり夏の暑さ、冬に対してはしっかりとそこらへんは考慮していただきたいことを求めておきます。

○委員（藤田直仁君）

野村委員が言ったこともそうなんですけど、もう本当、選挙って言ったら、この投票率を上げるというのが1番の命題だろうというふうに思っております。で、啓発事業として、予算が57万円ほどとってありますけれども、この中で出前授業を考えてらっしゃるようですが、ここのほうはどういうふうに具体的に動こうという、計画をちょっとお知らせいただけますでしょうか。来年度の計画を。

○選挙管理委員会事務局主幹兼選挙グループ長（種子田竜二君）

出前授業のことなんですけれども、学校側からのですね、要請、申請がありまして、それに対して我々が学校のほうに出向いて出前授業をするというスタイルなんですけれども、今ですね、昨年の実績としては、県選挙管理委員会との共催で高千穂小学校と、小浜小学校で出前授業を実施しております。あと、市の単独では、福山高校の生徒を対象に、出前授業を行いました。ちょっとですね、来年度の計画は、まだ申請のほうが出てきておりませんので、まだ、どの学校で出前授業をするのかというのは、今の時点でちょっと分からないです。

○委員（藤田直仁君）

どうしても受け身の何か政策のように、今の話を聴くと感じるんですよね。もちろん、民法が変わって、18歳以上はというところがあるのであれば、ちょっとそこへんたいは積極的に、小中は別としても、高校生のほうには、高校のほうには、何か積極的にアプローチをかけてもいいんじゃないかなというのをまず一つ思うところがあります。それと、何と言うんですかね。もう、この予算ではどうのこうのっていうのはできないんでしょうけれども、もう始まって9日ということで、今の今回の県議選に関してはアプローチがなかなかしにくい、物理的なアプローチはしにくいと思うんですけども、ホームページ等では、何かやっているとか、今回の9日の選挙に対しての何かアピールっていうか、高校生とかそういうのに対しての政策みたいなのは打ってはいらっしゃらないんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（池之上徳幸君）

一応、市の選管のホームページにリンクを張って、県の選管に飛ぶようにはしています。県の選管のほうで、そういう啓発のやつとかが見れるということで、うちのほうでは特別にはやってございません。

○委員（池田綱雄君）

福島公民館ですよね。公民館が投票所になっているんだけど、靴を脱いで上がるようになってるんだけど、そういう指導をされていたんですか。ものすごいあそこは何千という投票者が来るんですが、1回1回靴を脱いでではもう混雑するんですよね。そこら辺の指示、指導はどうだったんですか。

○選挙管理委員会事務局長（池之上徳幸君）

福島公民館につきましては、そこの住民の方とか、あるいはその投票管理者から、例えばブルーシートを敷いてくれとか、そういう要望があれば、また次の選挙からそういうふうにしていきたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

要望がないとしないのか。

○選挙管理委員会事務局長（池之上徳幸君）

そうですね。要望からやったところがほかの公民館もございますので、その辺で、要望を上げていただければこちらでも検討はいたしますということです。

○委員長（鈴木てるみ君）

よろしいですか。5時になりましたが審査を続けます。ほかにありませんか。

○委員（久木田大和君）

先ほど野村委員が言った、投票所の件になりますけれども、これはもう県議選については、国分の3か所と横川の4か所ということでお伺いをしましたけれども、今後の選挙、次の県議選以降に関して、期日前の投票が割合としてはどんどん増えてきているという状況かと思うんですけれども、そこについては増やしていくような、移動式の投票所を設置したり、期日前の投票所を、ある程度利便性のいいところに設置したりとかってというような計画などがあればお示してください。

○選挙管理委員会事務局主幹兼選挙グループ長（種子田竜二君）

巡回式の期日前投票所につきましては、今後の投票所の統廃合の状況で、また開設場所を増やしていきたいと考えております。あと、利便性のいい期日前投票所の設置につきましては、ちょっと今、現在のところ、どこに設置をするのかというのはちょっと考えておりません。

○委員長（鈴木てるみ君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで選挙管理委員会事務局の質疑を終わります。以上で本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。明後日の審査は午前9時から行います。本日はこれで散会します。

「散 会 午後 5時03分」